

小金井市子どもオンブズパーソン 令和4(2022)年度活動報告書



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

目 次

はじめに

I 小金井市子どもオンブズパーソンの概要

1 小金井市子どもの権利に関する条例	2
2 小金井市子どもオンブズパーソン	3
3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室	7
4 小金井市の概要	12

II 令和4年度の活動内容

1 小金井市子どもオンブズパーソン相談室開設前 (令和4年4月から8月まで)	13
2 相談室開設後(9月から令和5年3月まで)	20
3 相談活動の状況	26
4 申し立ての状況	31
5 事例紹介	32
6 令和4年度相談活動のまとめ	34

おわりに	39
------	----

巻末資料

小金井市子どもの権利に関する条例	42
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例	45
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則	48



はじめに

「子どもの権利に関する条約」が 1989（平成元）年に国連で採択され、日本においても 1994（平成 6）年に批准されました。小金井市では 2001（平成 13）年から「のびゆくこどもプラン小金井」を策定し、子どもの最善の利益を支え、子どもの権利を尊重するために、子ども自身が十分尊重される地域社会の土台作りとして「子どもの権利条例」を策定することを掲げました。策定段階では、市内の小中学生、高校生世代の子ども参加のもと議論を積み重ね、2009（平成 21）年に「小金井市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）が制定されました。

子どもの権利条例では、「子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。」（第 1 条）としています。一方、その過程の中で、自分の心が傷ついたり相手の心を傷つけてしまったり、自分がつらい思いをしたり相手につらい思いをさせてしまったりすることもあります。同条例には、子どもの権利の侵害に関する相談と救済の項目（第 16 条）がありますが、具体的な制度や仕組みについては定められていませんでした。

「のびゆくこどもプラン小金井」では、当初から子どもの権利条例の策定とともに、子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を、一緒になって考える子どもオンブズパーソン（公的第三者機関）の設置について、実施を含めて検討するとしてきました。その後、継続的に議論が続けられ、2020（令和 2）年 3 月から子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、本格的な検討が始まり、2022（令和 4）年 2 月 17 日に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」（以下「子どもオンブズ条例」という。）が制定されました。

子どもオンブズパーソンとは、子どもの利益・権利の擁護・促進を目的とし設置されているオンブズマン制度の一形態で、日本では条例に基づいてこのような制度を設置している自治体は、全国で 40 程度あります。子どもオンブズパーソンの機能としては、①子どもの相談対応、個別救済機能、②個別の案件から浮かび上がった課題や問題点をもとに、関係機関等に意見を表明したり、是正を要請したりすることにより、現状や制度を改善していく機能、③子どもの権利侵害の状況が改善されたか、制度上の問題が改善されたかについてのモニタリング機能、④子どもの権利についての普及啓発、教育機能に整理することができます。国連・子どもの権利委員会においてもその必要性が強調されており、このような独立機関を設置するよう締約国に対して奨励しています。

子どもオンブズ条例では、「子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を置く。」（第 1 条）と規定しています。そして、オンブズパーソンの職務の内容としては、個別の子どもの権利侵害に関する相談・救済にとどまらず、申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うことができること、子どもの権利に関する普及啓発を行う

こととしています（第 3 条）。あわせて、責務としては、「子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。」（第 8 条）などと規定しています。これはまさに、子どもの権利条例が目指す「子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにし」、「すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくること」と関連して、「子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる」ためにオンブズパーソンが設置されたことを示しています。

2022（令和 4）年 4 月に私を含むオンブズパーソン 2 名が委嘱され、同時期に相談・調査専門員 2 名、7 月に 1 名が採用されました。オンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を担う役割として事務局 1 名が配置され、相談室の開設に向け準備をしました。まずは、リーフレットやカード、市民向け紹介資料「【子どもオンブズパーソン】開設・運用にあたって」の作成などを通じて、会議を重ねる中で子どもオンブズ条例の解釈や制度理解を図り、相談や申立て受付のための各種資料作成に着手しました。

併行して、近隣自治体への視察や各種研修を実施し、オンブズパーソンの運営実態を学びました。7 月から 8 月にかけては、開設記念イベントとして「オンブズからの挑戦状—公衆電話をさがせ！—」を行い、大きな反響を得ました。関係機関等への周知・広報としては、小中学校校長会等の各種連絡会等に訪問したり、メディアを通じた発信や意見交換会などに参加したりするなど、制度や相談室の開設、開設記念イベントなどについて発信してきました。9 月の相談室開設後は、制度や相談室の案内、活動の状況などについて、各種連絡会等や市立小中学校への挨拶など周知・広報の機会を積極的に展開しました。あわせて、機関紙を配布したり、学校や児童館に出かけたりするなど、子どもに対する周知・広報を行ってきました。

相談活動については、子どもの権利条約の一般原則である「生命への権利、生存および発達の確保」「子どもの最善の利益の第一次的考慮」「子どもの意見の尊重」「いかなる差別の禁止」を念頭に置き、子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもとともに考えていくことを活動の基本にし、子ども主体の解決を目指してきました。相談や支援の過程においては、常に子ども自身のエンパワメントとそのための周囲への働きかけを心がけ、出会えた子どもや保護者の元気を回復する姿に力づけられました。

2022（令和 4）年 4 月にオンブズパーソンとして委嘱され、相談業務としては 9 月に相談室開設して以降 2023（令和 5）年 3 月まで、子どもオンブズパーソン、相談・調査専門員、事務局が力を合わせてオンブズパーソンとしての業務を遂行し、ここに 2022（令和 4）年度活動報告書を発行することができました。ふり返る中で見えてきた、成果と課題を踏まえつつ、次年度の活動に繋げていく所存です。

小金井市代表子どもオンブズパーソン
半田 勝久



小金井市子どもオンブズパーソンの概要

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室
- 4 小金井市の概要

I-1 小金井市子どもの権利に関する条例

「小金井市子どもの権利に関する条例」は、平成21（2009）年3月の市議会定例会で可決され、平成21（2009）年3月12日から施行されました。

この条例の基となった「児童の権利に関する条約」は、平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効しました。日本は、平成6（1994）年に批准しています。

小金井市では、平成13（2001）年の「小金井市長期総合計画、第3次基本構想前期基本計画」及び「のびゆくこどもプラン 小金井」に、「子どもの権利に関する条約」の理念に基づく、子ども自身が十分尊重される地域社会の土台作りとしての子どもの権利条例制定の検討を記述しました。

その後、平成15（2003）年9月4日に小金井市子どもの権利条例策定委員会に対し、「（仮称）子どもの権利に関する条例策定」について諮問し、平成18（2006）年3月30日に答申を受け、この条例の制定に至りました。

策定の経過では、市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校生世代の保護者と子どもたちへのアンケートや、市民会議・子ども会議の開催、パブリックコメント等を実施しました。

子どもの願い（前文）

- ・子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。
- ・子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。
- ・子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

大切な5つの権利

安心して生きる権利

- 命が守られ、大切にされること
- 病気になったら病院などでみてもらえること
- いじめられたり、乱暴されたりしたら助けてもらえること

自分らしく生きる権利

- 自分らしさが大切にされること
- 自分の秘密が守られること
- 心と体を休ませる時間を持てること

ゆたかに育つ権利

- 学ぶこと
- 遊ぶこと
- スポーツを楽しむこと
- 自然に親しむこと

意見を表明する権利

- 自分の考えや意見が大切にされること

支援を受ける権利

- つらいとき、困ったときに周りの人たちに助けてもらえること

おとなの役割

家庭の役割

子どものことを第一に考えて育てます。
子どもが安心して
成長できるように育てます。

地域の役割

みんなで子どもの権利を
まもります。
子どもが安心して
成長できるように育てます。

学校などの役割

自分の力で育ったり、
学んだりできるように
助けます。
事故などが起きないように、
安心と安全を守ります。

市の役割

子どもの権利がまもられるまちを
つくっていきます。
子どもの意見が活かされるようにします。
子どものために、
市の仕組みを整えます。

I-2 小金井市子どもオンブズパーソン

1 経緯

小金井市では、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しました。その後、国においても児童福祉法が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念を踏まえた形で改正するなど、子どもを権利主体とする子どもの権利保障の動きがある中、条例制定から10年経過したことを契機に子どもの悩みに関する実態を市内小学校4年生から中学校3年生の全校児童生徒にアンケート調査した結果、半数の子どもは悩みがある時だれかに相談できている一方、8人に1人が相談したいけどできないと感じていたり、4割の子どもは嫌なことがあったと記憶していて、その内の3割は嫌なことがあった場合に我慢すると回答しています。また、子どもが相談するのは家族や友達が多く、既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談できる場ではないことや、学校と家庭以外に知り合いがいない子どもが3人に1人いるという地域の希薄化が伺える調査結果も判明しました。（青少年問題協議会子どもアンケート（2019年10月実施））

このことから、相談先に挙がっていた家族や友人など身近な人からの権利侵害については、相談しづらい状況があると分析し、子どもが相談してもいいんだと思え、ワンストップで困りごとに寄り添った対応のできる機関が必要と考え、小金井市子ども・子育て会議内に子どもの権利部会を設置し、検討を開始。下記のような経過を経て、令和4（2022）年4月に市長が子どもオンブズパーソンを2名委嘱、9月から相談室を開設し、相談等の活動を開始しました。

年 月	内 容
2009（H21）年 3 月	「小金井市子どもの権利に関する条例」制定
2018（H30）年 12 月	平成 30 年第 4 回市議会定例会にて 30 陳情第 37 号「子どもの最善の利益を保障する「子どもオンブズパーソン」の設置を求める陳情書」が採択
2019（R1）年 10 月	市立小学校 4 年生から中学校 3 年生約 4,800 人を対象に「子どもの悩みや考えの実態」に関するアンケートを実施
2020（R2）年 3 月	「のびゆくこどもプラン 小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制の充実に向け、子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始
2021（R3）年 5 月	「（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）」についてパブリックコメントを実施（17 人、延べ意見 60 件） キッズカーニバルにて「子どもの権利救済機関設置に向けた説明会」及び子どもの意見聴取（WEB アンケート）を実施
同年 12 月	令和 3 年第 4 回市議会定例会に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を上程
2022（R4）年 2 月	子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が市議会で全会一致可決

2 制度

小金井市子どもの権利に関する条例第16条の規定に基づいた、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済の仕組みとして、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例及び小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則では、下記のとおり定めています。

(1) 設置目的（第1条・子どもの権利に関する条例第16条）

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる。

(2) 職務内容（第3条）

- ・子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- ・子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

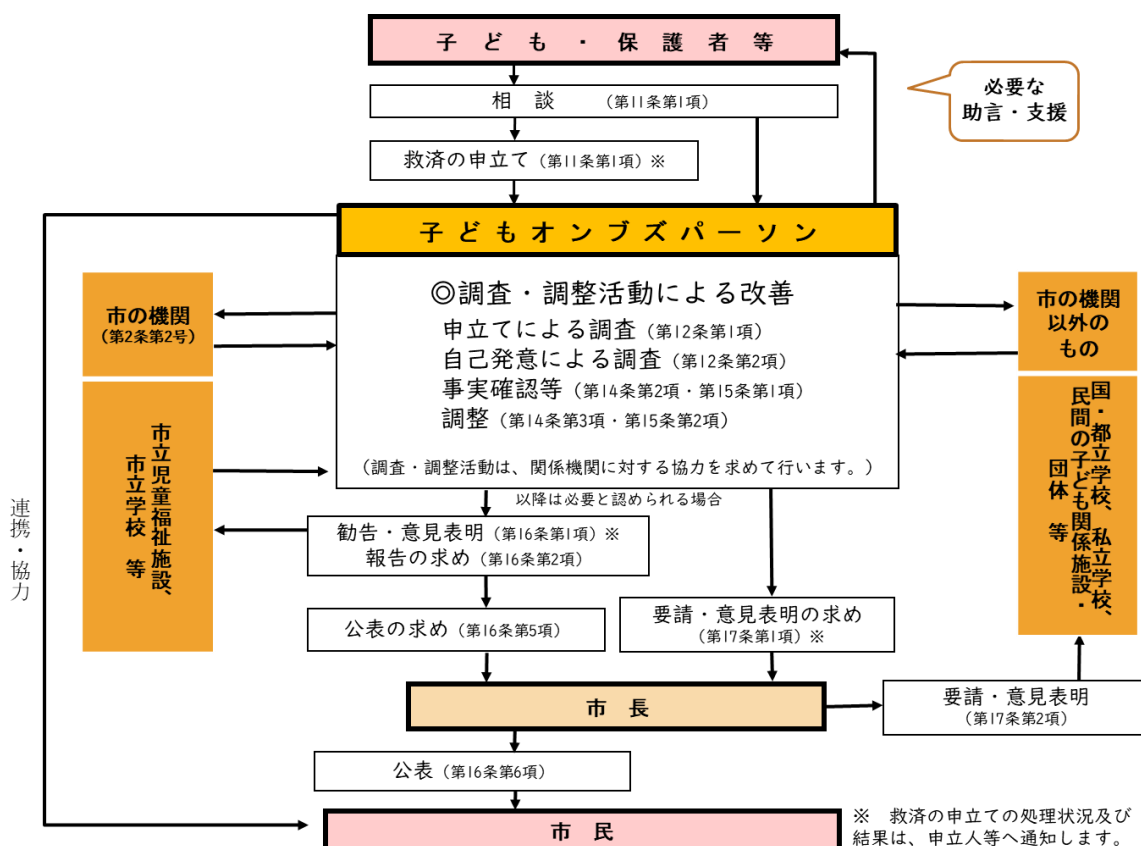
(3) 子どもオンブズパーソンの責務（第8条）

- ・職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。
- ・子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- ・専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- ・関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- ・子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的行わなければならない。
- ・その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 子どもオンブズパーソンへの協力（第9条・第10条）

- ・市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
- ・何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(5) 権利侵害に関する相談・救済の仕組み（第11条から第17条）



(6) 子どもオンブズパーソン会議（規則第3条）

- ・機関運営や広報啓発に関することや個別ケースへの対応方針について、全体で合議が必要な協議・検討を行うため開催

令和4年度開催回数

（単位：回）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	21

3 体制

(1) 子どもオンブズパーソン 2人

- ・人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱（任期3年、3人以内）
- ・それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う

※令和5年3月31日現在

氏名	所属等
半田 勝久（代表子どもオンブズパーソン）	日本体育大学体育学部准教授（教育制度学、教育学、情報科学、子ども支援学）
村井 朗子	弁護士（弁護士会多摩支部子どもの権利委員会、東京三弁護士会ハーグ条約に関する協議会所属）

(2) 相談・調査専門員 3人

- ・子どもオンブズパーソンの職務の遂行を補助し、相談室における相談・調査対応、子どもの権利についての普及啓発等を行う。
- ・児童福祉（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）、教育（教員免許）または、心理（臨床心理士、公認心理師）等の資格を有し、子どもに関する相談や指導等の経験が2年以上ある者

(3) 事務局 1人

- ・子どもオンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を行う

(4) 主な活動場所

名称：小金井市子どもオンブズパーソン相談室

開室時間：平日 13：00～19：00

土曜 10：00～16：00（木・日・祝・年末年始を除く）

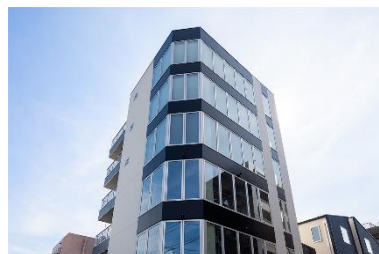
所在地：小金井市中町 3-9-10 Costa4 階

（JR中央線 武蔵小金井駅南口から徒歩7分）

電話：0120-770-977（子ども専用フリーダイヤル）

042-388-4370（おとな用）

メールフォーム：<https://logoform.jp/f/WkPUM>



I-3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室

1 対象

18歳未満の子ども（市内在住、在学、在勤）の子どもの権利侵害に関する事項（ただし、在学・在勤については当該事案が市内で起こったもの。また、高等学校等18歳未満の子どもと同様の施設に在籍している20歳未満の者も対象）

2 相談方法

あ 会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)

0120-770-977

おとな用 **042-388-4370**

相談できる曜日・時間

月・火・水・金	午後1時～午後7時
土	午前10時～午後4時

メールで いつでも

専用入力フォームから相談できるよ





てがみ 手紙で いつでも

あてさき
〒184-0012
小金井市中町3-9-10 Costa4階
子どもオンブズパーソンあて



3 相談の流れ



【子どもオンブズパーソン】 開設・運用にあたって

このたび小金井市では、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、「子どもオンブズパーソン」を開設しました。「子どもの権利」を尊重した地域づくりに向けて、みなさまからのご理解、ご協力をお願いいたします。

「子どもの権利」を尊重した地域づくりとは？

- ◆小金井市では、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、2022年2月に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を制定しました。
- ◆「子どもオンブズパーソン」とは、子どもたちを取り巻く複雑な問題(いじめ・体罰・差別・不登校・虐待など)に悩む一人ひとりの子どもの「困った」を受けとめ、子どもの権利の侵害からの救済に取り組む機関です。
- ◆子どもは今を幸せに生きる権利があります。子ども時代の「今」を自分らしくひとりの人間として、生き生きと安心して暮らせるための権利が等しく保障されなければなりません。そのため私たちおとなは、健やかに成長できる環境をつくっていく必要があります。
- ◆子どもオンブズパーソンは、子どもがのびのびと育つまち小金井を実現するために、子どもの気持ちを第一に考えた相談支援を展開し、子どもの権利が尊重されるまちづくりを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを目指すため、
みなさまのお力を貸してください！

小金井市子どもオンブズパーソン設置の経緯

- 2009年3月 「小金井市子どもの権利に関する条例」制定。
- 2020年3月 「のびゆくこどもプラン小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実に向け、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始。
- 2022年2月 子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が議会で可決。
- 同年9月1日 子どもオンブズパーソン相談室開設。(中町3-9-10 Costa4階)

問い合わせ先:小金井市児童青少年課(☎042-387-9847)

1 みんなで守ろう「子どもの権利」

子どもは誰もが、今を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりが生き生きと自分らしく安心して成長・発達していくために、子どもの権利はとても大切なものです。2009年に制定した「小金井市子どもの権利に関する条例」では、子どもの権利を5つ定めています。

1. 安心して生きる権利

命が守られること、いじめ、差別、暴力を受けないこと、適切な医療が受けられること、愛情と理解をもって大切に育てられること、成長にふさわしい環境で生活できる権利などを指します。

2. 自分らしく生きる権利

個性や他者との違いが尊重され、プライバシーが守られ、安心できる場所で自分を休ませる時間を持って、自分の気持ちや思っていることが大切にされ、いろいろな方法で表す権利などを指します。

3. ゆたかに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、文化、芸術、スポーツに親しむこと、仲間をつくること、自然に親しむことなどを通して自分をゆたかにしながら、生きる力を十分に発揮して成長できる権利などを指します。

4. 意見を表明する権利

自分の考えや意見を十分に表すことができる機会が大切にされ、表明された考えや意見が年齢や成長にふさわしい形で尊重される権利などを指します。

5. 支援を受ける権利

困ったり、つらい気持ちになったとき、誰かに迷惑をかけてしまったときに、市や周りの人たちから適切な支援を受けることができる権利を指します。



2 子どもオンブズパーソン (子どもの権利救済機関) の重要性

- ◆子どもの権利侵害は、子どもを取り巻く環境において、どんな場所・時でも起こる可能性があるということを、私たちおとなが常に意識することが大切です。子どもが、「辛い」「苦しい」と思うことがあれば SOS を発信できるまちをつくっていくことが重要になります。
- 子どもオンブズパーソンでは、子どもたちの悩み・苦しみを受け止め、一緒に解決方法を探すことによって、子どもたちの「困った」を取り除くことを目指します。

～子どもオンブズパーソン(子どもの権利救済機関)の特徴～

- ・ あらゆる子どもの権利侵害に関する相談・救済機関であること。
- ・ 子どもの最善の利益を第一に考慮し、子ども主体の解決を目指すこと。
- ・ 子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくことを活動の基本としていること。
- ・ 関係調整や調査をする機能※を有し、それでもなお権利侵害が続く場合は勧告等を行うことができること。
- ・ 活動によって、子どもの権利が実現されるまちづくりを目指していること。

※条例により、職務の独立性と権限を規定

③

子どもの権利の専門家

子どもオンブズパーソンの仕事



相談に対する
助言・支援

申立て等に基づく
救済活動

子どもの権利の
普及啓発

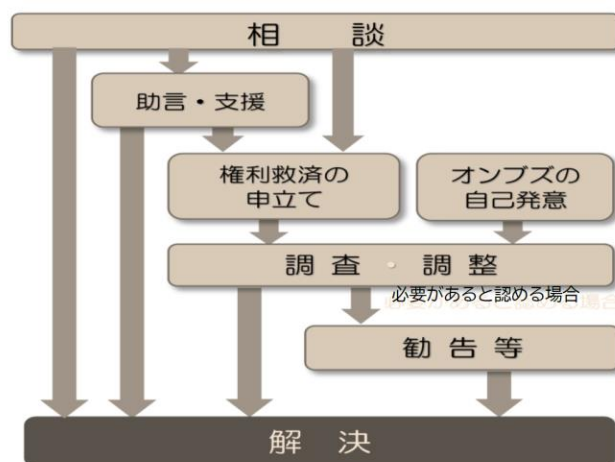
子どもの権利を実現する文化及び社会づくり

大切にしていること

- ◆子どもは自分に関わる問題を解決していくための主体であるということ
- ◆子どもの「意見を表明する権利」を尊重し、子ども自身が本来持っている力を引き出すことに尽力しつつ、子どもにとって一番良い方法は何なのかを一緒に考えていくこと

◆オンブズパーソンは、子どもから相談を受けた場合には必要な助言や支援を行い、子どもの意見を尊重しながら、その子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考えます。
申立てに至らない相談支援の段階でも、子どもの希望に応じて、子どもオンブズパーソンが関係者・関係機関等に対して、相談者の子どもの気持ちを代弁するなど、相談者の立場への理解を深め、問題解決を目指すための対応も行います。

- 相談・救済の流れ -



4 オンブズパーソンのサポート役 「相談・調査専門員」

◆相談・調査専門員は、日常的な相談業務を担い、子どもたちからの「困った」を最初に受け止める専門職です。専門的知見を活かし、子どもの権利の侵害に関する支援・救済のスタートから、オンブズパーソンとともに対応していきます。



5 本人の能力を引き出す相談支援



◆子どもが成長する過程においては人間関係などの問題がたくさん起きることでしょう。自分で解決策を見つけたり、行動したりする経験は、次に同じような問題に直面した際に大きな糧となり、子ども自身の生きる力の増強にもつながります。オンブズパーソンは、相談や支援の過程において、常に子ども自身のエンパワメントとそのための周囲への働きかけを心がけていきます。そうした活動を積み重ねることで、子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

みなさんのご協力で、子どもにやさしいまちに！

子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりの人権や個性が尊重され、健やかに成長することができる文化・社会をつくる一翼を担いますが、そのためには、市民のみなさまのご協力が欠かせません。

“協力”と聞くと、何かしなければならぬのでは？と身構えてしまうかもしれません。でも実際は、どんな小さなことでもいいのです。まずは、子どもの権利って何、子どもオンブズパーソンってどんな機関、ということを知っていただくことも大切な“協力”なのです。

皆さん一人ひとりが、「子どもたちのために協力できること」を意識していただければ、相互作用し、小金井市全体の子どもの権利を支えるものになっていきます。少しずつの積み重ねが、子どもの権利が尊重され、いかされるまちづくりにつながっていきます。

子どもにやさしいまちは、市民みんなにとってもやさしいまちです。一緒に子どもの権利を尊重した、人にやさしいまちづくりを目指していきましょう！

I-4 小金井市の概要

1 基礎情報（令和4（2022）年4月1日現在）

自治体名	東京都小金井市
位置・地勢	面積：11.30 km²（東西、南北約4km） 特徴：東京都のほぼ中央（都心から約25km）にあり、小金井公園や武蔵野公園、国分寺崖線など、緑や水が豊かな、自然の残る環境がある。また、東京学芸大学、東京農工大学、法政大学などの教育機関や、国の研究機関などが設置され、文教都市としての性格が強い住宅都市である。 
人口、世帯数	124,539人、62,449世帯（令和4年4月1日現在）
18歳未満人口	18,499人
保育園・幼稚園	認可保育園 市立5園、私立38園 幼稚園 私立6園、国立1園 認定こども園1園
小学校	市立9校、国立1校
中学校	市立5校、国立1校、私立3校
特別支援学校	都立1校（小学部・中学部）
高校	全日制：都立2校、私立3校、定時制：都立1校



© Studio Ghibli

市イメージキャラクター「こきんちゃん」

Ⅱ

令和４年度活動内容

- 1 小金井市子どもオンブズパーソン相談室開設前
(令和４年４月から８月まで)
- 2 相談室開設後（９月から令和５年３月まで）
- 3 相談活動の状況
- 4 申し立ての状況
- 5 事例紹介
- 6 令和４年度相談活動のまとめ

Ⅱ-1 小金井市子どもオンブズパーソン相談室開設前(4月から 8 月まで)

1 開設準備室

市役所第二庁舎 8 階会議室に子どもオンブズパーソン相談室開設準備室を設け、9 月の相談室開設に向け準備を行いました。

(1) 委嘱・雇用

令和 4 年 4 月 子どもオンブズパーソン 2 名を委嘱、相談・調査専門員 2 名を雇用
7 月 相談・調査専門員 1 名を雇用

(2) ロゴ・啓発物等の作成

「子どもオンブズパーソン」という一般には馴染みのない名称を浸透させるため、単なる文字情報ではなく、ビジュアルや配色などの目から入る印象全体で、当該機関の認知を進めたいと考え、硬い印象にならず、子どもが受け止めやすい形や色彩などを模索して、どの印刷物にも使うものとして決定しました。



発行した啓発物一覧



←リーフレット

(1) 施設見学会

場所：子どもオンブズパーソン相談室

参加者数：71人（うち子ども3人）

内容：施設見学、動画視聴（①制度説明、②相談室紹介※）

※子どもオンブズパーソン相談室紹介動画 →

作成協力：市内在住高校1年生 エイタさん



■実施期間：令和4年7月21日（木）から8月31日（水）まで

景品交換は同年9月1日（木）から同月30日（金）まで

■イベント内容：

市内散策型イベント

- ① 市内にある公衆電話を探す
- ② 公衆電話から、相談室フリーダイヤルへ電話をかける
- ③ 留守番電話に「もしも一つだけ願いが叶うとしたら」のメッセージを残す
- ④ 留守番電話アナウンスを喋っていた人物の名前を用紙に記入し、9月1日から30日までの間に相談室に持参し、景品と交換する
- ⑤ 特別ミッションとして、見つけた公衆電話の場所を、チラシ裏面に記載する。
- ⑥ ③のメッセージ及び⑤のランキングについて結果発表

9月1日(木) オープン

こどもオンブズパーソン開設記念イベント

オンブズからの挑戦状

公衆電話も



きかん 7月21日(木) ~ 8月31日(水)

ミッションスタート!

10円玉をもってかけよう

出たのは誰?

留守番電話が流れるよ
よく聞いて
その人の名前を
裏面にかこう

公衆電話の使い方は裏面を見てね

チラシと交換で景品GET!

9/1から子どもオンブズパーソン相談室で交換できるよ。



子どものオンブズパーソン相談室
〒114-0012 小金井市中町3-9-10 Costa A 階

公衆電話はどこにある?

市内にある公衆電話を探して
電話をかけよう

メッセージを残そう

ピーっと鳴ったら「ひつとだけ 願いが叶うしたら」を 吹き込もう

保護者の方、関係機関のみなさんへ

小さなお子ではまだご自身の権利意識が芽生える頃。一度はご自分の権利として、「子どもオンブズパーソン」を利用します。親御さんに話し、お子さまが実際に電話をかけて相談することでもできる場所の一つと認識されているように、公衆電話からのかけ方も伝える企画を用意しました。公衆電話は緊急時や公共の場にも役立つサービスのひとつです。ぜひこの機会に、どこにあるのか、どうやってかけるのか、お母さまと一緒に試してみたいです。相談後は、掛断、お母さまには相談しにくい電話と聞かれたりすることがあります。お子さまだけでも、子どもの権利に関する相談で子どもオンブズ係員、在学、性被害の子どものサポートなどとはつながっていただくこともできます。お母さまの「困ったときの助け」。彼らもあなたと一緒に悩んでいるかもしれません。イベント期間中は留守番電話でつながります。相談員の情報は、市HPの各ページに掲載されています。

市HP「お問い合わせ」欄よりお問い合わせください。

※本イベントは、**無料**で行われます。
参加費・観覧料は、ありません。

「オリーブ新聞」にて見守り隊募集のお知らせがあります。



こたえを書いたら子どもオンブズパーソン相談室に持ってきてね！

景品交換期間 9月1日(木)～30日(金)まで

電話で話していたのはだれかな？名前を書こう

特別ミッション

※トップ10に入ったら、機関紙で発表するよ！
機が足りなければどんな紙でもOK。
発表してもいい名前を覚えてね。

君はいくつの公衆電話を見つけれられたかな？

例：図書館の角	07	14
01	08	15
02	09	16
03	10	17
04	11	18
05	12	19
06	13	20

9月1日から
相談できるよ

子どもオンブズパーソンに
電話をするときの3つのやくそく！

- どんなことでもいいよ
- あなたの秘密を守ろう
- お金はいらないよ

★子どもオンブズパーソンへかけた時は、
受話器をおいたあとにお金が戻ってくるよ。

★公衆電話について、くわしく書いてある
ホームページだよ。(NTT東日本)

■結果： 着信数（注1） 408件
 願い事（注2） 258件
 景品交換 80件

景品交換の学年別内訳

単位：人

学年	未就学児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
人数	16	16	13	12	7	12	4	80

注1：同一者の重複着信（公衆電話を探すたびに架電。答えが聞き取れず再架電等）を含む。

注2：録音された声のうち、聞き取れたもの及び景品交換時に本人聴取したもの。

■寄せられた願い事：～もしも願いが叶うとしたら～一覧

犬を飼いたい	スミングのテストで合格したい	受験に合格したい	お花屋さんになりたい
M1で優勝したい	お寿司屋さんになれますように	焼き肉を365日食べたい	みんな仲良くなりたい
メッジに会いたい	色々な所に行ってみたい	仲良く暮らせますように	魔法が使えるようになりたい
和太鼓を上手になりたい	雲の上に行ってみたい	空を飛びたい	スミングが上手くなりますように
水泳選手になりたい	おいしいものをいっぱい食べたい	TOMORROW X TOGETHERに会いたい	長生きすること
仲良くなりたい	幸せになりたい	新体操がうまくなりたい	レアな昆虫を見つけたい
おもちゃを買ってほしい	天才になりたい	勉強ができるようになりたい	ゾウの飼育員になりたい
美容師さん・消防士さんになりたい	自分の願いが常に叶う	なにわ男子に会いたい	学校の先生になってみたい
バレリーナになりたい	病院のお医者さんになりますように	ばあばの家にいきますように	楽しいところに行きますように
ケーキ屋さんになりたい	ギガリッチになりたい	弟が大きくなって優しい良い男になりますように	トミカリミッドが100台買える
ゲームソフトが欲しい	みんなと遊びたい	医者になりたい	ドラゴンボールの動くフィギュアが欲しい
ありったけのゲームが欲しい	YouTubeのチャンネル登録者数100万人超えたい	サッカー選手になりたい	お金持ちになって大豪邸に住みたい
海の中で動物と話してみたい	歌手になりたい	マリオパーティーのゲームが欲しい	素敵なお嫁さんになりたい
ドラえもんになりたい	ポケモンカードで強くなりたい	パパとママが長生きしてほしい	ラグビー選手になりたい
ユーチューバーになりたい	スマホが欲しい	家族と楽しく過ごしたい	怖い夢を見たくない
臨時列車に乗りたい	電話が欲しい	スイカを丸ごと食べたい	足が速くなりたい
電車の運転手になりたい	モノが何でもタダで買えたい	ラーメンが食べたい	自動販売機ジュースが増えますように
お菓子いっぱい食べたい	家族が仲良くなりますように	魚が食べたい	食品の値段が安くなりますように
コロナウイルスが無くなってほしい	おばあちゃんや隣になりますように	ウーパールーパーを飼いたい	アイスクリーム屋さんになりたいです
ユニコーンがいる世界に行きたい	おかしがいっぱい食べられますように	SDGsが進んで平和になりますように	最高級のピフとマンゴーと一緒に食べたい
カーヴィーに会いたい	おおばあちゃんが長生きしますように	カブトムシと話したい	病院のお医者さんになりたい
宝くじが当たりますように	色々な公園にたくさん行きますように	寿司が食べたい	テストで100点で取りたい
お金が増える貯金箱が欲しい	流れ星が見れますように	家族みんなが健康でいられるように	弁護士になりたい
自転車に乗りたい	夏休みが長くなりますように	楽しく夏休みが過ごせるように	名探偵コナンのハロウィンの花嫁のDVDが欲しい
野球がうまくなりたい	水族館の飼育員さんになること	猫を飼いたい	ポケカのクライマックス100パック欲しい
卓球がうまくなりたい	水族館の店員さんになること	K-POPアイドルのサイン会に行きたい	ロボット会社になりますように
世界が平和になりますように	ゲーム	無限にお願いが叶えられること	高級ホテルに泊まりたい
世界を争わない	消防士さんになりたい	恐竜が欲しい	ドライカレーを一生分食べたい
いやなことがない世界になってほしい	ライオンズ観戦のチケットが当たりますように	キャンプに行きたい	ウーニズのバレットが欲しい
ショートケーキが食べたい	大金持ちになって平和に暮らす	お金が欲しい	絶対にメモリがついている定期が欲しい
ディズニーランドに行きたい	来年は夏祭りが多くなりますように	宝くじ1等が当たってほしい	自分で稼いで家族を養って家族みんな幸せに暮らす。長生きして永く暮らす。
お金持ちになりたい	危険な生物がいなくなりますように	ヘラクレスオオカブトを飼いたい	
飛行機に乗っていろいろなところに行きたい	ファミマのお弁当、おにぎりをもっとおいしくなりますように	上手に泳げるようになりたい	
昆虫学者になりたい	新種の昆虫を見つけたい	新幹線を作る人になりたい	

※留守番電話に残されたメッセージのうち聞き取れたもの（重複は除く）

■結果公表：市ホームページ（QRコード）



相談室に飾られた「みんなの願い」の木

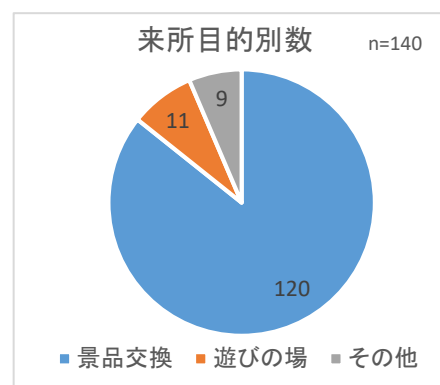
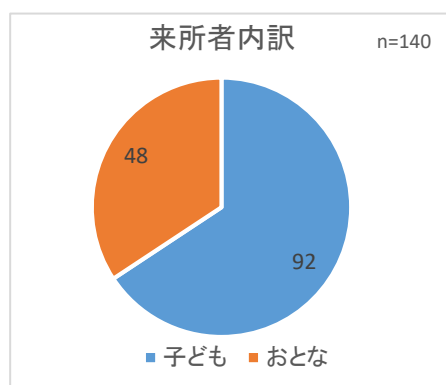
■イベントの様子：



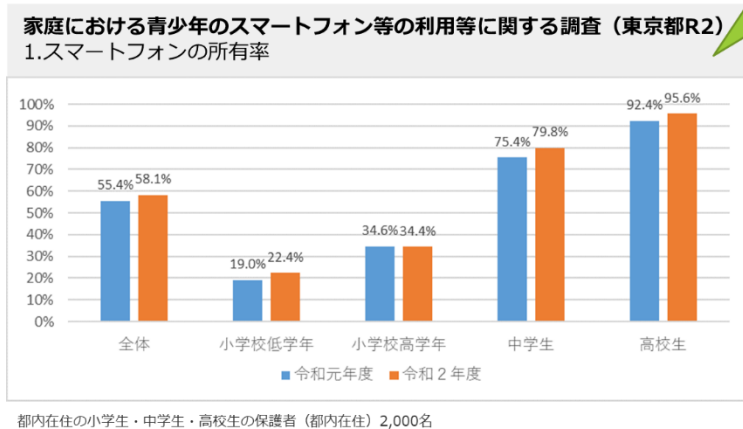
■参加者の反応等：

- ・特別ミッションでは最大73カ所（市外含む）の公衆電話を探して報告した子どもがいた。
- ・全市立小学校からの参加があった。（景品交換時の聴取）
- ・子どもからは、「たのしかった」「面白かった」「受話器が重かった」「初めて公衆電話を使った」「故障している公衆電話があった」などの感想があり、特別ミッションの順位を気にしている子どもも多かった。
- ・おとなからは「某携帯電話の電波障害があった直後でもあり、子どもに教えたいと思っていた」「将来使えるスキルのためよかった」「子どもが出かける先で公衆電話を探すようになった」「楽しく取り組めた」などの感想が聞かれた。
- ・開設記念イベントがきっかけで、景品交換に来た子どもが友だちやきょうだいに相談室を紹介し、再来訪してくれる複数ケースがあった。
- ・9月中に相談室に来所した方の総数は140名。内訳は、子どもが92名でおとなが48名だった。（大人48名の中には、景品交換の子どもの付き添いの他、相談室の見学の方を含む。）

（単位：人）



■企画の経緯：



スマホ所持率は
小学生で3割
中学生で7割
(他調査では5割)

家に固定電話
がない

使ったこと
がない

知らない場所に
かけることがない

親に知られずに
相談するのが難
しい？

公衆電話なら
こっそり相談できる
のでは！？

オンブズを
知ってもらう



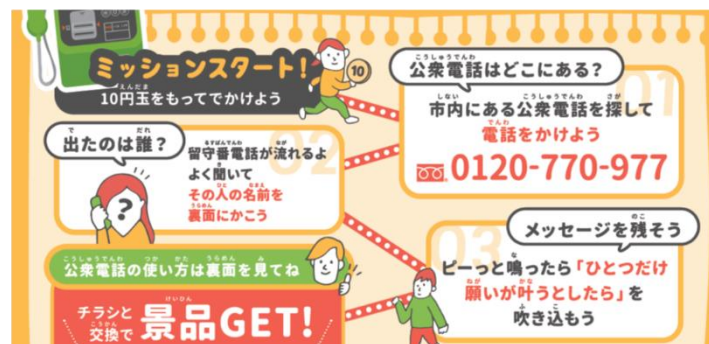
公衆電話の使
い方を覚えて
もらう



わくわく
楽しい
ゲーム性



- ① 公衆電話の
位置を覚える
- ② かけ方を
覚える
- ③ 実際に声を
出してみる
- ④ 相談室の場所
を知る



相談ハードル
を下げる

3 関係機関等への周知・広報の状況

開設までの間、制度や相談室の開設、開設記念イベントなどについてお知らせしました。

【連絡会等】

小中学校校長会（2回）、副校長研修会、青少年問題協議会、子ども・子育て会議（本体会議、子どもの権利部会）、児童相談所管轄市連絡会、要保護児童対策地域協議会代表者会議、子どもの権利に関する条例検討部会、官公署等連絡協議会、青年会議所市長例会、町会自治会長連絡会ブロック会、小金井市議会

【プレスリリース】

子どもオンブズパーソン相談室の開設について（令和4年8月30日）

【その他】

市報（令和4年7月15日号）、市立小中学校全生徒へ開設記念イベントのチラシ配布、キッズカーニバル KOGANEI2022、子ども家庭支援センター意見交換会、公立私立全保育・幼稚園から高等学校及び児童発達支援関係施設へ通知、J-com・時事通信社・市民運動新聞社等取材対応を行いました。

4 研修・視察等

- (1) 視察 せたがやホッと子どもサポート（東京都世田谷区）
 国立市総合オンブズマン事務局（東京都国立市）
- (2) 視察受入れ 埼玉県北本市
- (3) 研修

年月	研修名
4月5日	内部研修「子どもオンブズパーソン制度と役割について」
5月6日	日弁連会内勉強会「自治体子どもオンブズマンの取り組み」
5月9日	日弁連シンポジウム「子どもたちからのSOS～子どもの相談救済機関の意義とその活動を考える～」
6月2日	子どもの人権講座「ヤングケアラーについて知り、地域でできることを考える」
6月3日	内部研修「小金井市子どもの権利に関する条例」「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」
6月4日	子どもの人権講座「やり過ぎ教育から見えてくる子どもの育ちとは」
6月13日	施設見学（もくせい教室、プレーパーク）
6月29日	子どもの人権講座「不登校の時代背景と新型コロナ」、
7月2日	子どもの人権講座「子どもの居場所と子どもの権利－自分を取りもどすために」
7月26日	内部研修「小金井市の子ども施策」
8月3日	教職員研修「子どもの権利に基づく問題解決～子どもオンブズパーソンの目的・役割を理解する～」
8月5日	他市合同相談員研修「子どもオンブズワークとは」及び意見交換会（小金井市・中野区で合同開催。その他西東京市、国立市、埼玉県北本市、武蔵野市が参加）
8月23日	内部研修「子ども家庭支援センター意見交換会」

(4) 研修等への講師派遣

日程	名 称	備考
6月10日	東京経済大学野村武司研究室「小金井市の子ども施策について」	事務局
6月17日	同上「フィールドワーク」	事務局
8月3日	教職員研修	オンブズ・事務局



小金井市

子どもオンブズパーソン

フリーダイヤル(子ども専用)

0120-770-977

9月1日
相談事業スタート!

相談方法

会って・電話で

子ども専用電話番号
0120-770-977
(フリーダイヤル)
※大人は ☎042-388-4370

【相談できる時間】

月曜～水曜・金曜日午後1時～7時、土曜日午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

メールで

専用フォームから相談できます。



フォームはこちらから

手紙で

子どもオンブズパーソンあてに送ってください。

■住所 〒184-0012中町3-9-10 Costa 4階



子どもオンブズパーソン
相談の流れ

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…
急に、ともだちに無視された…
でも、どうして? 理由が分からない…

たとえば、家で…
手伝いが多くて自分の時間がない…
家族に気持ちを分かってもらえない…

ひとりで悩まずに、相談してね!

電話、会って相談、メールや手紙で、あなたの気持ちや考えをきかせてね。

どんなことでもいいよ

秘密は、だれにも言わないよ

お金はかからないよ

名前は言わなくてもいいよ

解決する方法をいっしょに考えよう!

あなたの気持ちをききながら、一番いい方法をいっしょに考えるよ!

解決するために必要なことを調べるね。
必要があるときは、関係する人や機関にも協力をお願いするよ。

解決!

「困った」が「もう大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にするよ

「子どもオンブズパーソン」は、小金井市子どもの権利に関する条例に基づいて設置された独立性のある子どものための相談・救済機関です。

子どもの気持ちを尊重し、子どもとともに一番良い方法を考えていくことを通じて、子ども自身が「もう大丈夫」と思えるようになること、自ら課題を解決できるようになることを大切にしながら相談者や関係者に向き合います。

相談・支援で解決しない場合は、子どもの最善の

利益を第一に考慮し、救済の申し立て等により関係機関等に対し調査、調整を行ったり、協力や改善を求めたりすることができます。

併せて子どもの権利に関する普及啓発を行うことなどを通じて、子どもの権利を実現する文化および社会づくりをめざします。

児童青少年課児童青少年係(☎042-387-9847)、子どもオンブズパーソン相談室(☎042-316-1770)

ご存じですか?

子どもの権利に関する条例



Ⅱ-2 小金井市子どもオンブズパーソン相談室開設後(9月以降)

1 関係機関等への周知・広報の状況

制度や相談室の案内、活動の状況などについてお知らせしました。

【連絡会等】

小中学校校長会(2回)、青少年健全育成6地区連合会、子どもの居場所推進連絡会・子ども食堂推進連絡会、児童館定例打合せ会、総合教育会議、青少年問題協議会、子ども・子育て会議

【その他】

市報(令和4年9月1日号、令和5年3月15日号)、ホームページ、Twitterで広報するとともに、子育て・子育て支援ネットワーク協議会意見交換会、J-com・読売新聞・KOKO プラネット・市民運動新聞社・生活クラブ連合会等取材対応を行いました。また、下記のとおり市立学校へ訪問し、あいさつ及び意見交換を行いました。

日程	学校名	日程	学校名
9月26日	市立本町小学校	2月21日	市立小金井第二小学校
10月19日	市立小金井第四小学校	2月21日	市立緑中学校
10月24日	市立小金井第三小学校	3月3日	市立前原小学校
11月7日	市立緑小学校	3月7日	市立緑中学校
11月7日	市立小金井第一中学校	3月17日	市立東中学校
11月15日	市立東小学校	3月22日	市立小金井第二中学校
12月5日	市立南小学校		

2 子どもに対する周知・広報の状況

【機関紙】

子どもオンブズパーソン通信01号(9月)、02号(3月)の発行、公立私立全学校児童・生徒への配布(各16,000部)



【学校での活動】

日程	活動等	対象
11月28日	朝礼参加	本町小学校
12月12日	朝礼参加	東小学校
12月15日	子どもの権利授業(東京経済大学野村ゼミ学生協働による)	本町小学校6年生
12月21日	いじめ予防授業	本町小学校5年生
1月21日	道徳授業地区公開講座「子どもの悩みとどう向き合うか～弁護士のいじめ予防授業と子どもオンブズパーソンの活動を通じて～」	本町小学校(保護者向け)

3月13日	朝礼参加	小金井第二小学校
3月順次	オンブズBOXの設置	小金井第一中学校、小金井第二中学校、東中学校、緑中学校、南中学校
随時	ポスター掲示	国立・公立・市立小学校～高等学校
随時	学校だより等への掲載（学校による広報）	小金井第二小学校、東小学校、本町小学校他



【出張相談室（試行）】

児童館夜間開館へ訪問し周知活動を実施（東児童館・貫井南児童館 計4回）

【その他】

相談カードの配布（11月）、ポスターの掲示（学校・駅構内）のほか、中学生の職場体験を受入れました。

日程	学校名	備考
11月1日	市立小金井第二中学校	3名
1月19日	市立小金井第一中学校	4名
1月26日	市立緑中学校	2名

3 子どもオンブズパーソン開設記念講演会の実施

日時：令和5年3月19日（日）10:00～11:45

場所：宮地楽器ホール小ホール 参加者：29人

内容：

第1部講演会

「子どもの今と未来のために-子どもオンブズパーソンの活動を通じて-

講師：代表子どもオンブズパーソン 半田勝久

第2部子どもオンブズパーソン2名によるトークタイム

「オンブズって何？どんな相談ができるの？～みんなの素朴な疑問に答えます～」

出演者：子どもオンブズパーソン



講演会の様子



4 研修・視察等

(1) 研修

年月	研修名
10月13日 ～21日	内閣府「相談業務研修」(5日間)
2月11日、 12日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2022 明石
3月9日	「子どもの相談・救済に関する関係者会議」＜特別企画＞
3月16日	西日本こども研修センターあかしテーマ別研修「子どもの権利を考える：子どもの意見表明権」
3月16日	要保護児童対策地域協議会研修会「不登校支援の現状～小金井市教育委員会の取組～」

(2) 研修等への講師派遣

日程	名称	備考
10月28日	民生委員主任児童委員研修	事務局
11月5日	子どもの人権講座準備会	事務局
1月21日	本町小学校道徳授業地区公開講座	オンブズ・相談員
1月31日	児童館職員研修	事務局

子どもオンブズパーソン相談の流れ

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…
家に、ともにだに無視された…
でも、どうして？ 理由が分からない…

たとえば、家で…
手伝いが多くて自分の時間がない…
家族に気持ちを分かってもらえない…

ひとりで悩まずに、相談してね！

電話、会って相談、メールや手紙で、あなたの気持ちや考えをきかせてね。

安心してね！

どんなことでもいいよ

秘密は、だれにも言わないよ

お金はかからないよ

名前は言わなくてもいいよ

解決する方法をいっしょに考えよう！

あなたの気持ちをききながら、解決するために必要なことを調べね。

優しい方法で、いっしょに考えよう！

関係する人や機関にも協力をお願いするよ。

解決！

「困った」が「もう大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にするよ。

気軽に相談してね！

会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)

0120-770-977

大人用 042-388-4370

【相談できる曜日・時間】(木曜、日曜、祝日、年末年始は休み)

月・火・水・金 午後1時～午後7時

土 午前10時～午後4時

メールで

専用入力

フォームから

相談できるよ

手紙で

いつでも

〒184-0012

小金井市小中3-9-10 Costa 4階

子どもオンブズパーソンあて

どんなことでもいいよ

秘密を守るよ

お金はかからないよ

発行：小金井市子ども家庭部児童青少年課

子どもの権利を実現する

小金井市

子どもオンブズパーソン

2022年9月1日(木)
OPEN!

通信

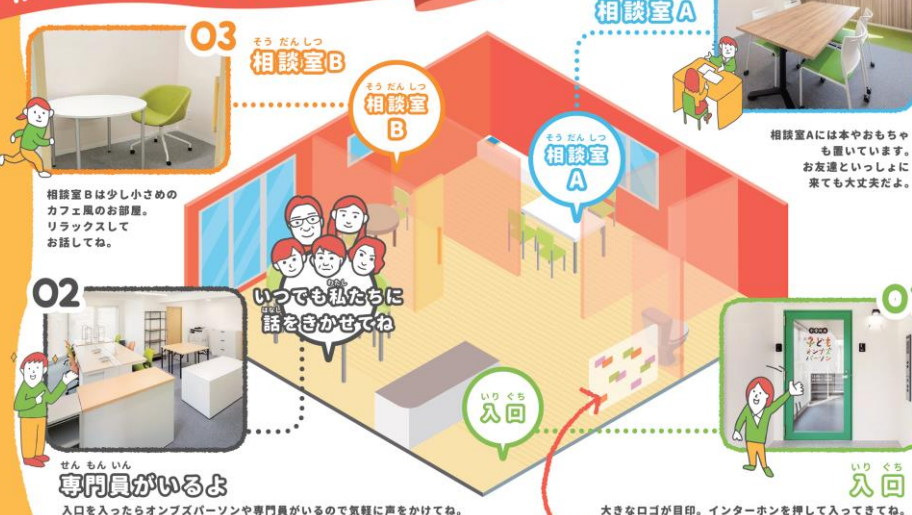
あなたの「困った」を
いっしょに考える場所

01号
2022.09

小金井市子どもオンブズパーソン相談室 〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階



相談室はこんなところだよ！



オンブズパーソン
自己紹介

はんだ かつひさ
半田 勝久 (大学教員)

子どもにやさしいまちの研究をしてい
ます。つらいことの解決方法や子ども
の権利についていっしょに考えていき
たいな。

むらい あきこ
村井 朗子 (弁護士)

普段は弁護士として色々な事件を扱っ
ています。
スノーボードとコーヒーが好きです。
ときどき、沖縄の三線も弾きます。

子どもの権利の保障を図り、
すべての子どもが生き生きと
健やかに安心して暮らせるまち小金井

ご存じですか？
小金井市子どもの権利に関する条例

みんなで守ろう
「子どもの権利」



子どもはおとなと同じように権利の主体

地域の
役割
家庭の
役割
学校の
役割
市の
役割

2009年3月制定

公衆電話もさがせ！
に参加してくれて
ありがとう！

特別ミッションの上位者は、
次回の機関紙と、
まずは10/5にHPで発表します。

9月30日(金)まで
景品交換してるよ

もしも一つだけ願いが叶うとしたら…



子どもオンブズパーソン 相談の流れ

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…
家に、ともだちと関係が…
でも、どうして？ 理由が分からない…

たとえば、家で…
手紙が多くて自分の時間が…
家族に気持ちを分かってもらえない…

ひとりで悩まずに、相談してね！

電話、会って相談、メールや手紙で、あなたの気持ちや考えをきかせてね。

安心してね！

どんなことでもいいよ

秘密は、だれにも言わないよ

お金は、かからないよ

名前は、言わなくてもいいよ

解決する方法をいっしょに考えよう！

あなたの気持ちをききながら、
一番いい方法をいっしょに考えよう！

解決するために必要なことを調べね。
必要があるときは、関係する人や機関にも協力を依頼するよ。

解決！「困った」が「もう大丈夫」になるまで、
あなたの気持ちを大事にするよ

気軽に相談してね！

会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)

0120-770-977

おとな用 042-388-4370

《相談できる曜日・時間》(木曜、日曜、祝日、年末年始はお休み)

月・火・水・金 午後1時～午後7時 土 午前10時～午後4時

メールで

専用入力

フォームから

相談できるよ

手紙で

〒184-0012

小金井市小中3-9-10 Costa4階

子どもオンブズパーソンあて

どんなことでもいいよ

秘密を守るよ

お金はかからないよ

発行：小金井市子ども家庭部児童青少年課

子どもの権利を実現する

小金井市

子どもオンブズパーソン

02号

2023.03

通信

特別ミッション上位者ランキング

名前(ニックネーム)	学年	学校	公共電話の段
1位 ほう達の永口	小学5年生	二小	70
2位 さなこ	小学4年生	南小	23
3位 さなご藤	未就学	一	23
4位 HAYAトルネード	小学5年生	二小	23
5位 白馬Toru	小学5年生	二小	23
6位 はるた	小学2年生	前原小	23
7位 ゆきだるま	小学3年生	二小	23
8位 健	小学5年生	一小	22
9位 きんじ	小学4年生	三小	21
10位 だれか	小学6年生	東小	21

女子ボクシングオリンピック金メダリスト

入江選手からメッセージ

色紙は相談室のカウンターに貼っているのよ。目に当ててね！

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ

入江選手からメッセージ



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階

みんなの学校に行ってきたよ！

本町小学校で

東京経済大学の学生さんと

一緒に6年生のみなさんに

授業をしました！

みんなの感想

いきなり授業はなんだと考えるとよくわからないけど、日常生活の中で、と考えれば、理解することが出来た。

みんなの感想

いじめはだめだと思ったし、手遅れになる前に止めてあげたいと思った。

悲しい、つらいことがあったら誰かに話せることが大事だと思った。

みんなの感想

本町小学校で

5年生のみなさんに

いじめの予防授業を

行いました！

みんなの感想

いじめはだめだと思ったし、手遅れになる前に止めてあげたいと思った。

悲しい、つらいことがあったら誰かに話せることが大事だと思った。

みんなの感想

村井オンブズが

朝礼に登場しました！

今後、みんなの

学校に訪問したい

と思っています。

待ってね！！

第一中学校に、

オンブズBOXを

設置しました！

相談したいことを書いて

入れてもらいます。定期的に

専門員が回収に行きます！

相談室より

小金井市子どもオンブズパーソンは開設から半年が経ちました。

開設記念イベントの参加をはじめ、相談室にもたくさん足を運んでくれてありがとうございます。

2023年は、もっとみなさんの声を聴けたら嬉しいです。

学校・児童館・市内イベントにも足を運ぶので、見かけたらぜひ声をかけてください！

今後、児童青少年課Twitterでも新着情報を発信していく予定です。



子どもオンブズパーソン 講演会

子どもの今と未来のために

子どもオンブズパーソンの活動を通じて

日時 2023年3月19日(日) 10:00~11:30

会場 小金井 宮地楽器ホール 費用 無料

申し込み 小ホール

申込不要(先着100名)

2023年春

Coming soon!!

もっと知りたい子どもの権利

子ども向けWEBサイトOPEN予定

N専門員のおすすめ本コーナー

子どもの難問 哲学者の先生、教えてください！

(野矢茂樹編著、中央公論新社)

累計300万部突破、23人の哲学者たちが答える。

「こんな問題考えてはいけない」なんて身も蓋もない回答も。

考える沼にハマりたい中高生におススメ。

子どもモヤモヤ解決BOOK (熱海康太、えほんの社)

“勉強がつまらない”“いじめられない人になりたい”

“友達と話す時に緊張する”などなど53個のモヤモヤに対する

解決策が、かわいい動物写真とともに紹介されています。

遭りたい人におススメ。

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

子どもモヤモヤ解決BOOK

Ⅱ-3 相談活動の状況

1 新規相談

新規相談とは、相談者から相談室に寄せられた、新しい内容での最初の相談をいいます。

同一の相談者でも相談期間が重ならず、別件での相談は新規相談としています。

令和4年度（令和4年9月1日から令和5年3月31日まで）の状況は以下のとおりです。

(1) 令和4年度の新規相談

令和4年度の新規相談件数は29件でした。

ア 相談者別・月別内訳

新規相談の相談者別・月別の内訳（構成比）は以下の通りです。

新規相談の29件のうち、子どもからの相談は15件で、おとなからの相談は14件でした。

月別で見ると、12月が一番多く9件で、次に9月の8件でした。子どもからの相談が一番多かった月は12月の6件で、おとなは9月の5件でした。

表－1 新規相談件数

（単位：件・％）

	子ども	おとな	月別計
9月	3（10.3％）	5（17.2％）	8（27.5％）
10月	4（13.7％）	1（3.4％）	5（17.2％）
11月	1（3.4％）	1（3.4％）	2（6.9％）
12月	6（20.6％）	3（10.3％）	9（31.0％）
1月	1（3.4％）	2（6.9％）	3（10.3％）
2月	0（0.0％）	1（3.4％）	1（3.4％）
3月	0（0.0％）	1（3.4％）	1（3.4％）
合計	15（51.7％）	14（48.2％）	29（100.0％）

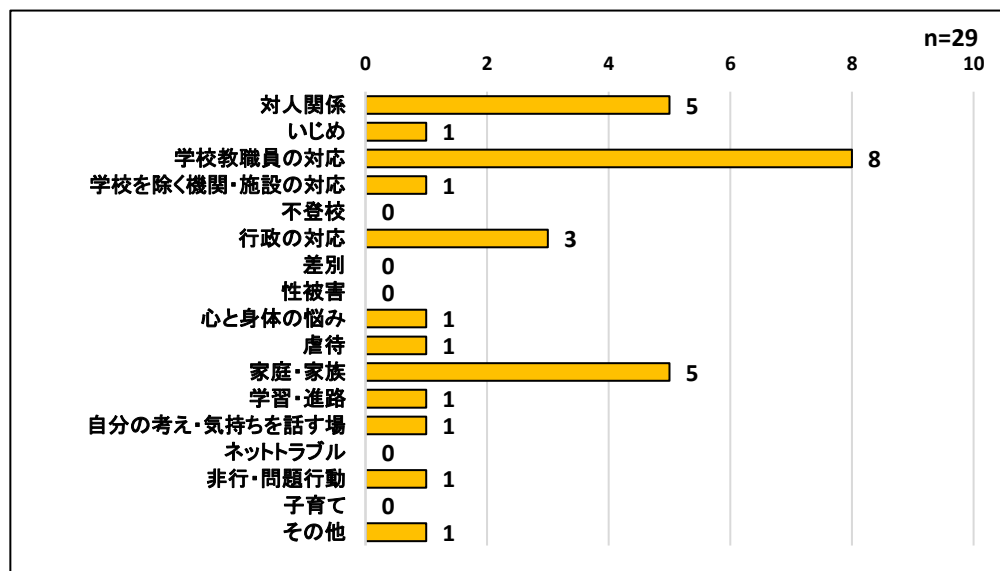
構成比（％）は、小数点第2位以下切捨てのため合計が100とはならないことがあります（以降のグラフ・表も同様です）。

イ 相談項目別内訳

相談項目別内訳では、「学校教職員の対応」が8件と最も多く、次に「対人関係」・「家庭・家族」がそれぞれ5件となっています。「行政の対応」は3件ありました。また、「いじめ」、「学校を除く機関・施設の対応」、「心と身体の悩み」、「虐待」、

「学習・進路」、「自分の考え・気持ちを話す場」、「非行・問題行動」、「その他」の相談は各1件ずつとなり、件数は少ないものの相談項目は多岐にわたっていました。

(単位：件)



図－1 相談項目の内訳

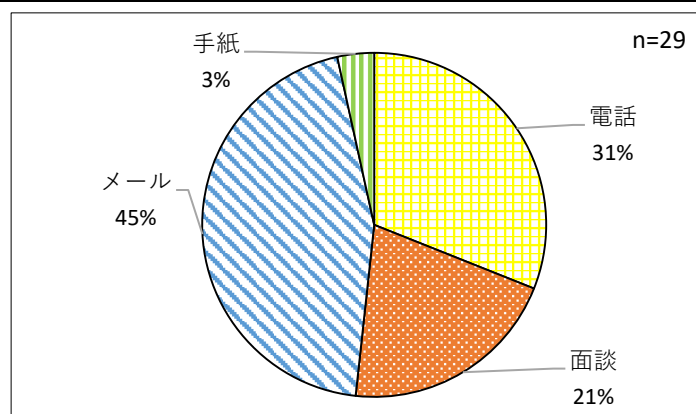
ウ 相談方法別内訳

新規相談の相談方法別では、「メールフォーム」からの相談が13件（子ども6・おとな7）と最も多く、次に「電話」が9件（子ども3、おとな6）、「面談」が6件（子ども5、おとな1）、「手紙」が1件（子ども1）でした。

表－2 相談方法別件数

(単位：件)

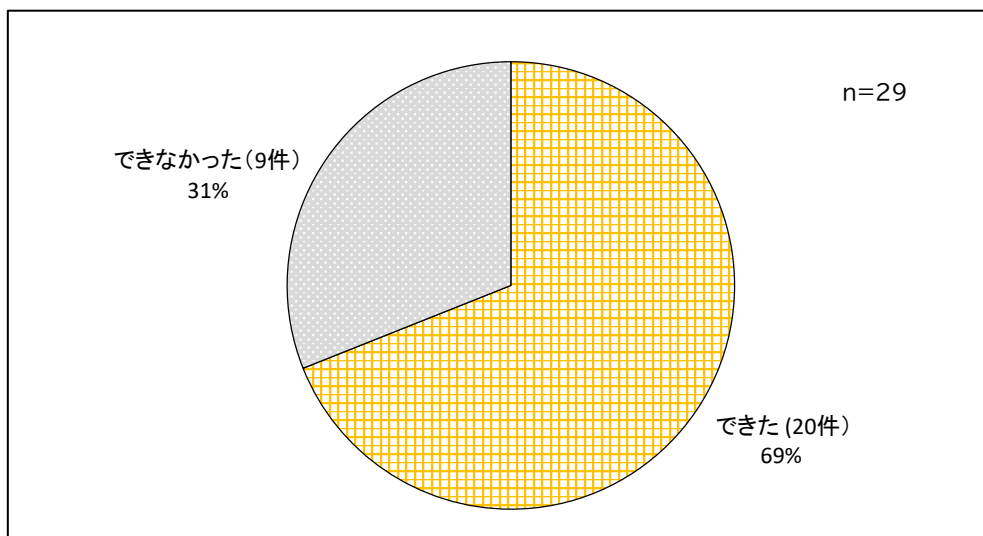
	電話	面談	メール	手紙	計
子ども	3	5	6	1	15
おとな	6	1	7	0	14
合計	9	6	13	1	29



図－2 新規相談の相談方法

エ 子どもとつながることができた割合

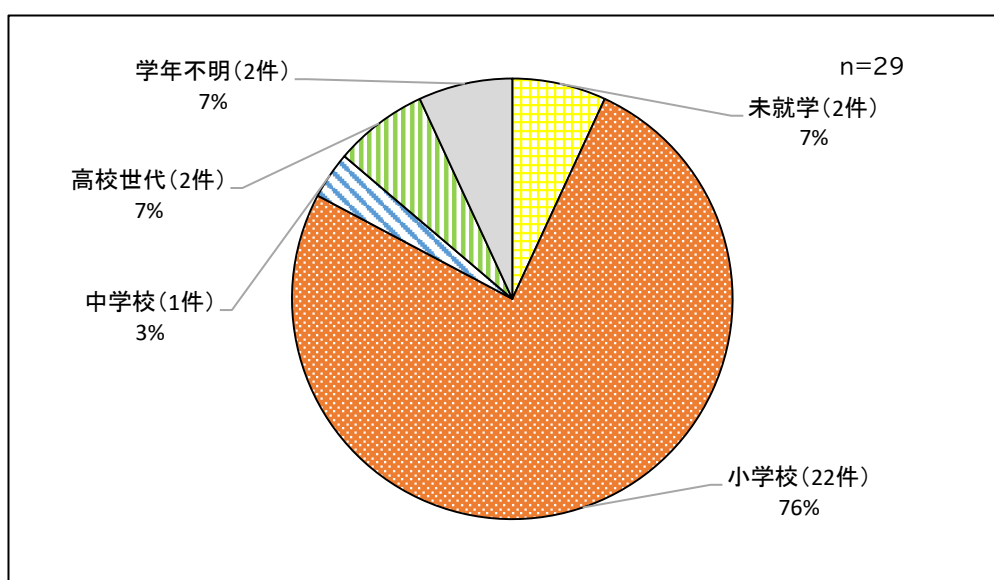
新規相談の29件の中で、子どもと相談室がつながることができた割合は20件で、7割近くは子どもから直接声を聴くことができました。



図－3 子どもとつながることができた割合

オ 相談の対象となる子どもの所属内訳

相談の対象となる子どもの所属は、「小学校」に在学している子どもに関する相談が22件（76%）で最も多く、次に「未就学」2件、「高校世代」2件、「中学校」1件でした。



図－4 相談対象となる子どもの所属

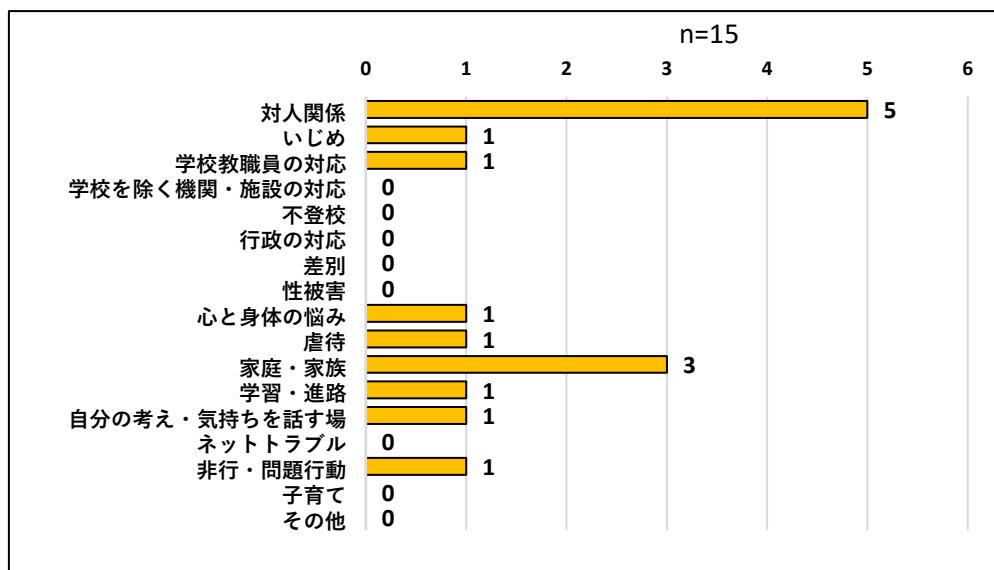
(2) 新規相談者が子どもの場合

令和4年度の新規相談が子どもからだった15件の内訳は下記の通りです。

ア 相談項目別内訳

新規相談者が子どもの場合は、「対人関係の悩み」が最も多く5件となっています。次に「家庭・家族」が3件、「いじめ」、「学校教職員の対応」、「心と身体の悩み」、「虐待」、「学習・進路」、「自分の考え・気持ちを話す場」、「非行・問題行動」、の相談は各1件ずつとなっています。

(単位：件)



図ー5 新規相談者が子どもの場合の相談項目別件数

イ 相談者の学年別内訳

新規相談者が子どもの場合、最も多かったのは小学校4年生で5件、次に小学校5年生で3件でした。小学校高学年が53%、小学校低学年が26%、小学校学年不明を加えると9割弱が小学生からの相談になっています。また、中学生自身からの新規相談はありませんでした。

表ー2 新規相談者が子どもの場合の子どもの学年など

(単位：件)

未就学	小学校						小学校 学年不明		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
0 (0.0%)	1 (6.6%)	2 (13.3%)	1 (6.6%)	5 (33.3%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (6.6%)		
中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
1年	2年	3年		1年	2年	3年			
0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.6%)	0 (0.0%)	1 (6.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100%)

2 活動状況

活動回数とは、子どもオンブズパーソン相談室が相談に対して活動した回数をいいます。新規相談の受付、その後の相談者とのやりとりの他、関係者・関係機関への相談対応、調整、情報収集等が含まれます。

令和4年度の活動回数は209回でした。

表－3 月別の新規相談件数と活動回数

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談(件)	8	5	2	9	3	1	1	29
活動(回)	30	39	20	41	24	31	24	209

(1) 令和4年度の活動状況

ア 対応先別・月別内訳

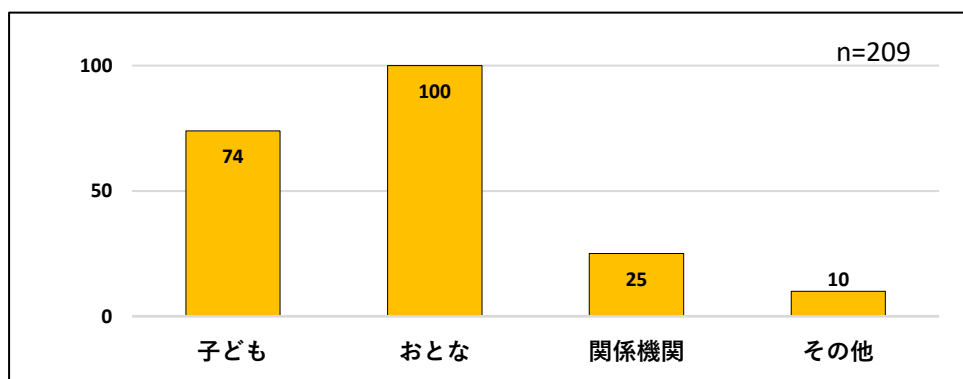
対応先別の活動回数としては、「おとな」が100回と最も多くなっています。なお、「その他」には状況確認、情報収集などが含まれています。

表－4 活動回数

(単位：回)

	子ども	おとな	関係機関	その他	月別計
9月	12 (5.7%)	16 (7.7%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	30 (14.4%)
10月	14 (6.7%)	25 (12.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (18.7%)
11月	9 (4.3%)	10 (4.8%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	20 (9.6%)
12月	17 (8.1%)	18 (8.6%)	6 (2.9%)	0 (0.0%)	41 (19.6%)
1月	10 (4.8%)	12 (5.7%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	24 (11.5%)
2月	7 (3.3%)	15 (7.2%)	9 (4.3%)	0 (0.0%)	31 (14.8%)
3月	5 (2.4%)	4 (1.9%)	5 (2.4%)	10 (4.8%)	24 (11.5%)
合計	74 (35.4%)	100 (47.8%)	25 (12.0%)	10 (4.8%)	209 (100.0%)

(単位：回)



図－6 対応先別の活動回数

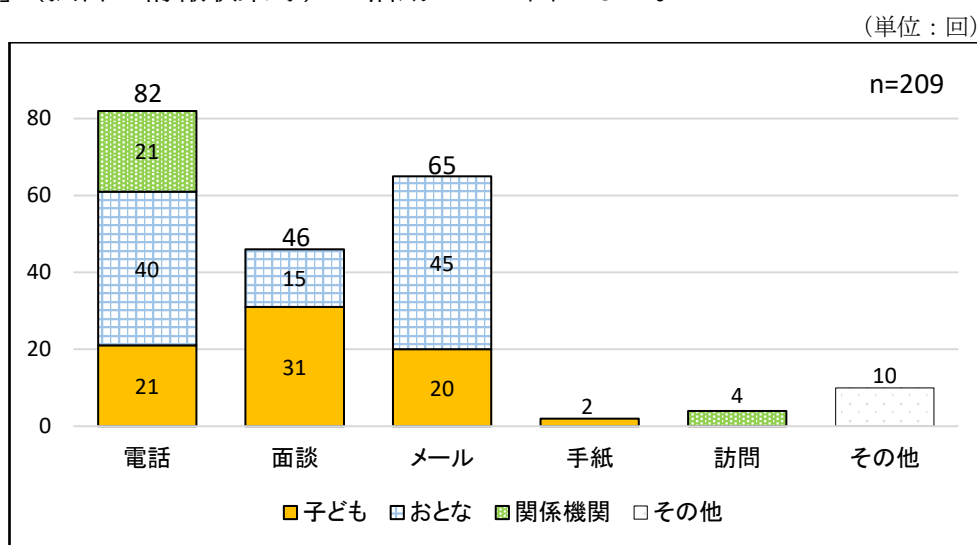
イ 手段別内訳

手段別活動回数では、「電話」が一番多く82回でした。このうち、子どもが21回で、おとなが40回、関係機関が21回でした。

次に多いのは、「メール」で65回でした。このうち子どもが20回で、おとなは45回でした。「面談」では子どもが31回、おとなが15回でした。

子どもとのやり取りは面談が多く、おとなとはメールや電話でのやり取りが多い結果となりました。

その他、関係機関等への「訪問」（相談対応、調整、情報収集等）が4回、「その他」（独自の情報収集等）の活動が10回でした。



図－7 手段別活動回数

ウ 活動回数別内訳

新規相談件数に対する活動回数が1回で終了したものは8件でした。また、31回以上活動したケースは2件でした。

令和4年度の新規相談のうち約6割は5回以内の活動でした。

表－5 活動回数別のケース数

(単位：件)

活動回数	1回	2～5回	6～10回	11～20回	21～30回	31回以上	合計
ケースの数	8	10	6	3	0	2	29

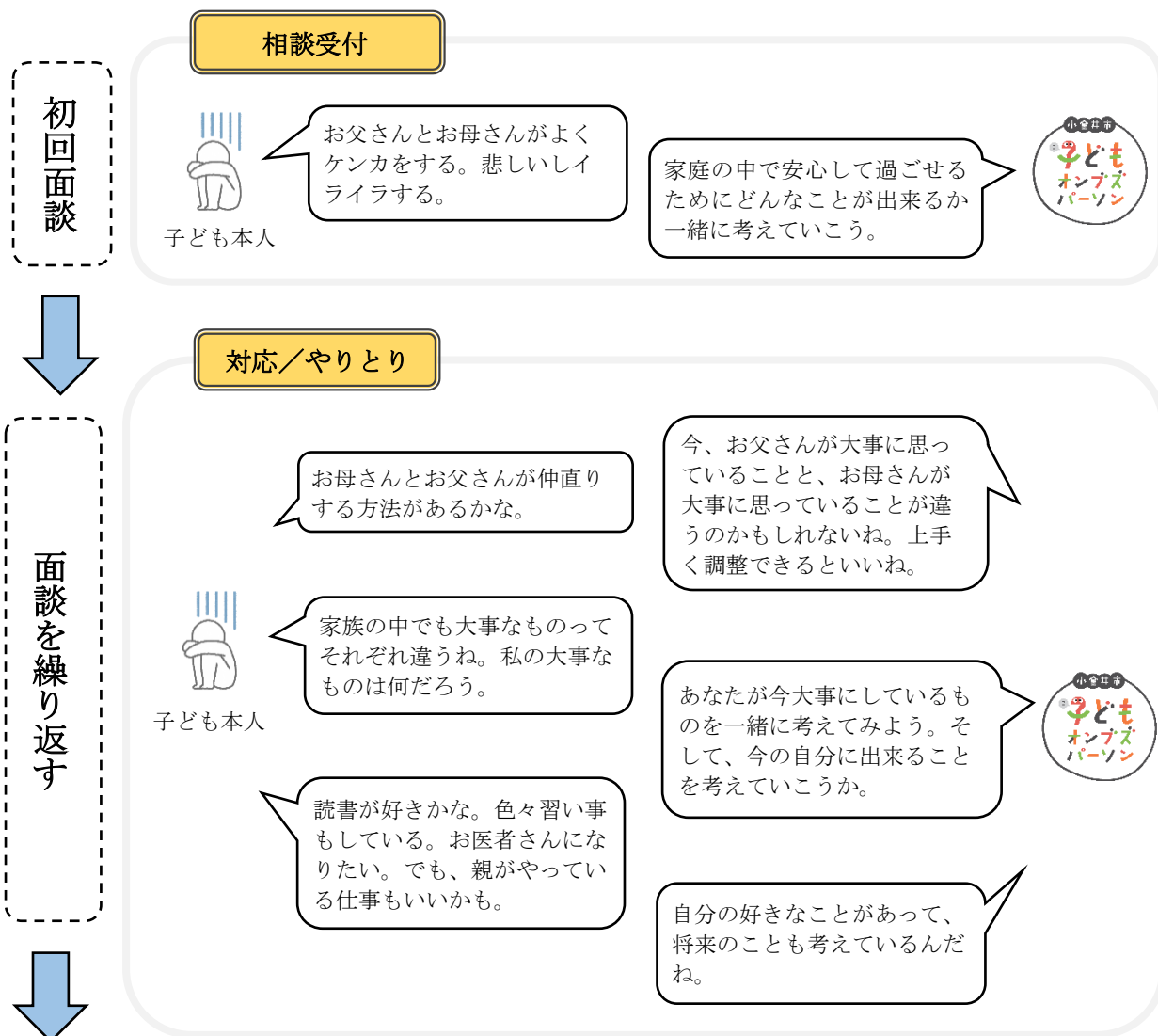
Ⅱ-4 申立ての状況

令和4年度はありませんでした。

Ⅱ-5 事例紹介

※個人が特定できないよう複数事例を混ぜて紹介しています。

相談例① 面談を繰り返して終了したケース	
相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	親の不仲
初回相談方法	面談
主訴	両親がよくケンカをする。ケンカを少なくしてほしい。
調整概要	本人が相談のために直接来所。話をしたりゲームをしたりするなど、週1回程度の来所面談が続き、徐々に本人の判断で面談回数が減っていった。当初、口数が少なく表情が暗かったが、相談員と遊びを通じた面談を繰り返すことで、親の不仲よりも自分自身のことに目が向くようになった。家族との前向きな付き合い方を確立していくことができるようになり、面談も終了となる。



方針

遊びと対話を通じて、家族がそれぞれ大切にしているものがあることに気づき、本人自身が大切だと思うものを見つけ、未来へ目を向ける力をつける。

面談内のやりとり例

～すごろく・カードゲーム・読書などを通して子どもの気持ちや考えを引き出していく面談～



まとめ

来所回数が減り終了



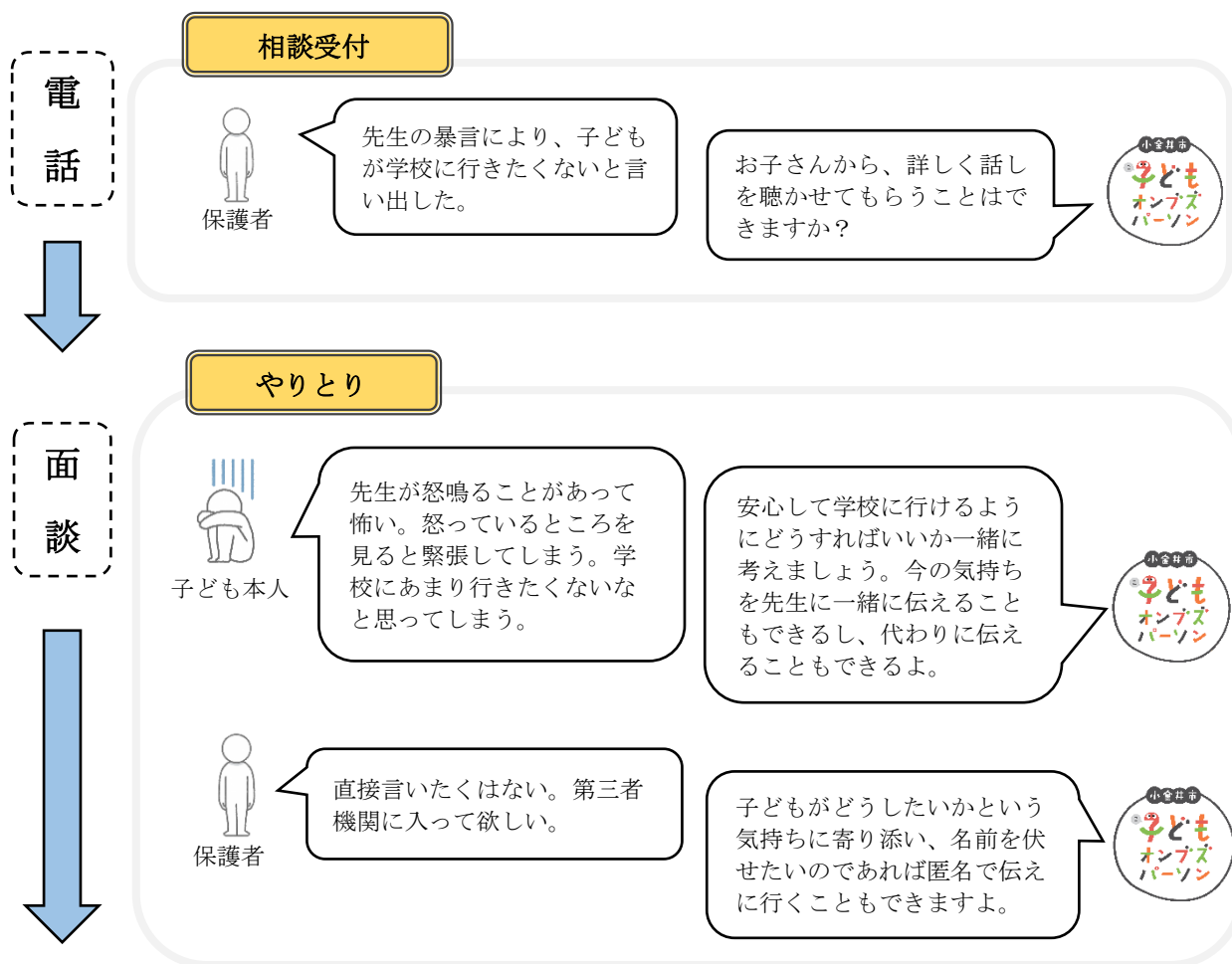
仲直りさせようかと思っていたけど、お父さんやお母さんがそれぞれ大切にしたいものが違うのかもしれない。仲直りのことばかり考えるより、私も自分の好きなことや将来のことを考えている方が楽しい。前みたいに、親のことばかり考えてしんどくなることは少なくなったかな。

家族にもそれぞれ大切なものがあるね。それを知ることって、その人を大切にすることにつながるよね。自分の好きなことや、やりたいことを見つけるお手伝いもできて良かった。いつでも遊びにおいで。



相談例② 学校訪問・調整を行ったケース

相談者	保護者
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	学校・教職員の対応
初回相談方法	電話
主訴	授業中の担任からの暴言により、子どもが学校に行きたくないと言い出した。このまま学校に行かなくなるのではないかと心配している。
調整概要	保護者から電話で相談が入る。担任の先生が、授業中に暴言が多く、子どもが怖がって学校に行きたくないと言いつけているとのこと。実際の授業の様子や子どもの気持ちを聴くために、子どもと直接面談をすることにした。子どもとの面談は複数回実施。学校に見に来て欲しいという要望が子どもから出たためオンブズパーソンと相談員で学校を訪問。校長先生と面談し、子どもの気持ちを代弁するとともに、校長先生から担任への指導をお願いします。その後も学校訪問や、授業の様子について確認するなどを続ける。後日、先生が怒鳴らなくなり安心して学校に行けるようになったと子どもから報告がある。また何かあれば相談して欲しいと伝える。



方針

子どもの気持ちを伝えるため学校訪問・調整を実施。

学校訪問
＋
授業参観

対応①



先生の怒鳴り声や、態度を怖いと感じて、学校に行きたくない気持ちの子がいます。それを先生に知って欲しくて伝えにきました。

担任へ指導します。そういう気持ちになっている子がいることを重く受け止めます。



学校

対応②



授業参観を実施。当該教員の様子や、クラスの様子を確認。



学校

対応③



授業の様子を確認しました。今回の件について、学校全体で共有の上、指導をお願いしたいです。

参観してもらってありがとうございます。他の職員にも共有し、子どもたちへの声かけの仕方について見直します。



学校

まとめ



子ども本人

先生が怒鳴らなくなった。安心して学校に行ける。もう大丈夫。



保護者

子どもの気持ちを伝えてもらい、状況が改善して良かった。



学校

連携



情報共有

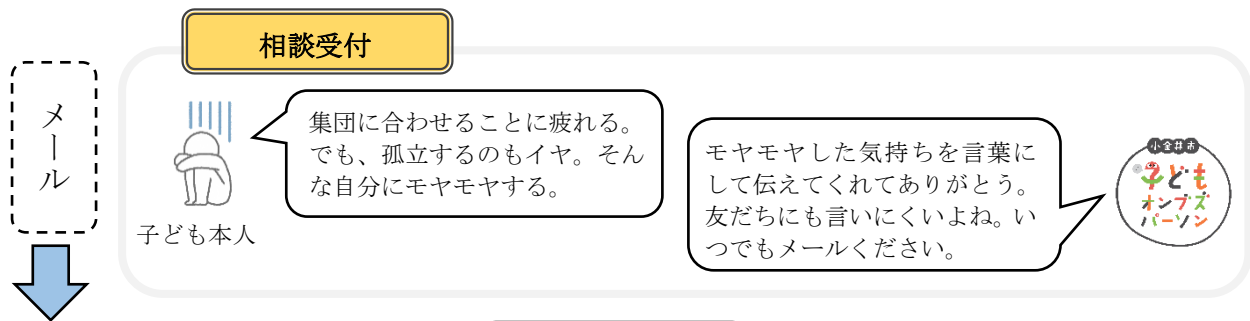


訪問後も、子どもオンブズパーソンが学校や先生の状況を確認し、見守りを実施。相談者には、「また何か不安なことがあれば相談して欲しい」と伝える。

電話

相談例③ メールのやりとりによるケース

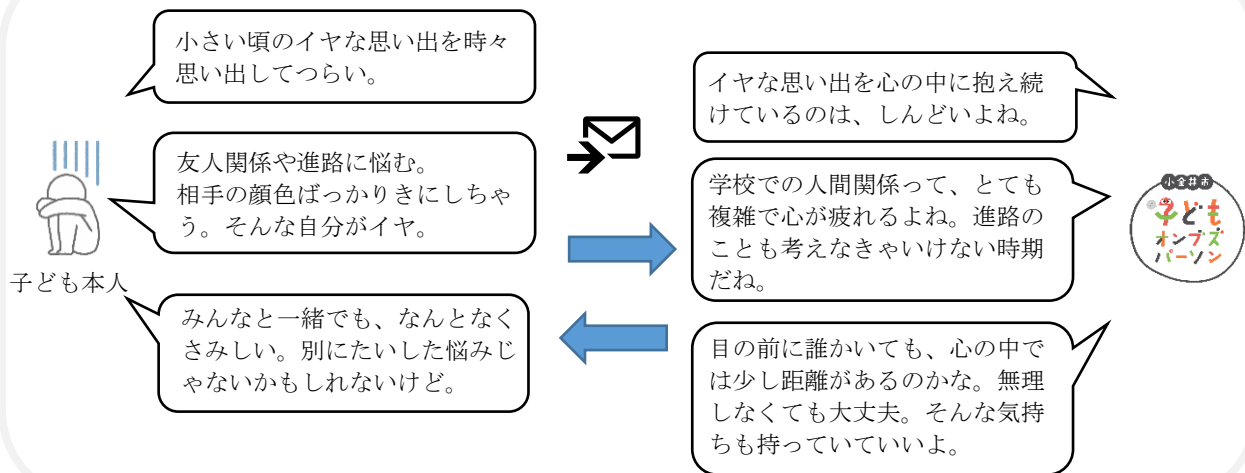
相談者	本人
子どもの所属	中高生
相談の主な内容	思春期の悩み
初回相談方法	メール
主訴	学校での友人関係についての悩みと、自身への焦燥感や嫌悪感の吐露。
調整概要	不安定な気持ちをつづったメールが届く。マイナスの感情が多いが、受容し、気持ちを否定しないやりとりを続ける。面談や電話相談を望めば、そのタイミングで繋がることができるように、長く丁寧に見守っていくケース。



方針

メールのやりとりを続け、気持ちを吐き出す場として繋がり続ける

対応／やりとり



まとめ

相談者自身も、友人に話せるような内容ではないため、気持ちを吐き出せる場があることに安心感があるという。数週間あるいは数か月おきにメールが届くが、その時の相談者の気持ちに寄り添うことを大事にし、受容しながら引き続きメールでのやりとりを続ける。

Ⅱ-6 令和4年度相談活動のまとめ

1 新規相談

子どもオンブズパーソンでは、「子どもが直接相談できる場所」を目指しています。令和4年度（令和4年9月1日から令和5年3月31日まで）の新規相談件数は29件でした。このうち、はじめから子どもが直接相談に来たのは15件でした。開設記念イベントで、市内の公衆電話を活用した経緯（P15）もあり、開設当初の予測では相談方法としては電話による相談が多くなると考えていました。しかし、実際には、メールが一番多く、次に電話、面談の順となりました。

相談方法別内訳（P27）で触れたように、予約なしの来所面談による新規相談が6件あり、そのうち5件が小学校4年生以下の子どもからの相談で、相談室を知ったきっかけは、機関紙や啓発カード、オンブズパーソンによる権利学習でした。子どもたちに潜在的需要があったことに加え、携帯電話などの通信手段を所持している子どもが少なかったことも、直接来所しての相談が多い要因の一つと考えられます。

また、月別（P26）でみると、9月と10月の相談数が多かったのは、市内の全小学校・中学校・高校等に機関紙を配布し、9月1日号の市報の一面に案内を掲載したことが影響していると推測ができます。また、12月と1月はオンブズパーソンによる権利学習や保護者向けの道徳地区公開講座での講演を実施したことが相談につながったと思われるケースも複数ありました。

令和4年度の活動では、はじめから子どもとつながることができたのは「新規相談件数（表-1、P26）」のとおり51%でした。おとなからの相談であっても子どもとつながることが望ましい案件には、積極的に子どもにつながるよう対応した結果、子どもと「つながることができた割合（図-3、P28）」では、全新規相談29件中20件で69%と比較的高い割合となりました。

今後も、「困った時には子どもオンブズパーソンに相談してみよう」と思ってもらえるよう、周知方法を工夫しながら子どもオンブズパーソンの普及啓発に努めていきます。

2 相談に対する活動状況

子どもオンブズパーソンでは、「子どもを問題解決の主体と捉え、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもとともに解決方法を考えること」を相談・救済活動の基本としています。このため、子どもたちには、可能であれば電話やメール、手紙だけではなく、直接相談室で話を聞かせてほしいと、働きかけました。

この結果、「手段別活動回数（図-7、P31）」では、「面談」は子どもがおとなの活動回数の倍以上となりました。逆に、「電話」、「メール」での相談は、おとなの方が多く、活動回数も多くなる傾向が見られました。また、「相談対象の子どもの属性（図4、P28）」では、小学校の子どもに関することが全体の76%を占め、このうち低学年は8件、高学年は12件（学年不明2件）となっています。

前述のように、相談の主要な割合を占めた小学生は、携帯電話など、自由にメールや電話ができるツールを所持していないことに加えて、直接の面談で相談することに抵抗感が少ない年代であったことも相談数が伸びた要因であったと考えられます。

「月別の新規相談件数と活動回数（表－３、P 30）」を見ると、活動回数が20回を下回る月はなく、安定的に持続して活動していたことがわかります。また、「活動回数（表－４、P 30）」からは、学校などの関係機関に対する活動が、年末や年度末にかけて活動が増える傾向がみられました。これは、学期や年度の切り替えなど子どもの環境が変わる前に、問題が解決するよう働きかけを行ったためと思われます。

3 相談内容

「相談項目の内訳（図－１、P 27）」のうち、29件中「対人関係」「いじめ」「心と身体の悩み」「虐待」「学習・進路」「自分の考え・気持ちを話す場」「非行・問題行動」の合計11件はすべて子どもからの相談でした。「学校教職員の対応」の8件中6件と「行政の対応」の3件、「学校を除く機関・施設の対応」の1件はおとなからの相談でした。子どもは友達関係や自分の身の回りで起こっている事柄について関心や困りごとがあり、おとなは子どもの周囲で起きている権利に関する事柄に着目して相談をする傾向がありました。

「家庭・家族」では、5件中3件が子どもからの相談でした。このうち1件は知人の家族についての相談でした。おとなからの2件の相談のうち1件も、知人の家族についての相談でした。

「事例紹介（P 32－36）」でも一例を紹介していますが、子どもオンブズパーソンでは「子ども自身が「もう大丈夫」と思えること」を解決ゴールとしています。一度の面談で「もう大丈夫」、「その方法なら自分でできるかも」と思える子どももいました。一方で、子ども自身が抱えるモヤモヤの原因がはっきりせず、相談・調査専門員たちと対話を重ね、自分の気持ちを自分の言葉で表現する中で気持ちがスッキリするケースもありました。そして子どもオンブズパーソンに代わりに気持ちを伝えてもらうことで安心するケースもありました。それぞれのケースで子どもが今「困った」と感じている気持ちに寄り添い、一緒に考えることを通じて、子ども自身の本来持っている力を発揮できる関わり方を、一人ひとりに合わせて模索しながら対応しました。

今後も、子ども自身の気持ちを中心においた相談活動を大切にしていきます。

おわりに

子どもオンブズパーソンとしての1年間の活動を振り返って
～秘められた大きな可能性～

子どもオンブズパーソン
村井 朗子



1 はじめに

子どもオンブズパーソンに就任して、1年あまりが経ちました。弁護士としては離婚事件、少年事件、ハーグ条約に基づく国際的な子の返還事件など、子どもが関係する事件を数多く取り扱っておりました。しかし、オンブズパーソンは、これらの活動とは大きく異なる部分もあり、1年間活動する中で、多くのことに気づかされました。オンブズパーソンの今後の展望も含め、少しだけお話できればと思います。

2 子どもに徹底的に寄り添うことの大切さ

普段の弁護士業務では、例えば離婚事件で親を通じて子どもの様子を聴いたり、面会交流の際に子どもに会うことはありますが、直接子どもの主訴に従って活動することはあまりありません。しかし、オンブズパーソンは、まさに子どもからの相談を受ける機関です。親から最初の相談を受けることもありますが、その場合でも子どもに直接会う等して子どもの気持と意思を確認・把握することを原則としています。私自身3人の年齢の異なる子の子育て中で、ある程度は子どもの話を聴くことはできるはずとの自負がありましたが、子どもに徹底的に寄り添うというのは、決して簡単なことではありませんでした。子どもが自分の主訴を最初から分かっているケースは少なく、まったく関係ない話や、ときにはゲームなどをしながら、少しずつ子どもの状況や心情に触れていきます。間違っても面談中に、こちらがききたいことを子どもに質問し、こちらが考えた解決策を押しつけてしまうのはダメなのです。オンブズパーソンとして活動する中で、じっくりと子どもに寄り添いながら話を聴くというのは、根気と気力が必要なことなのだと改めて実感させられました。しっかり子どもに寄り添うこと、そのことを通じて子ども達をエンパワーするというのを相談者自身が意識をすることの重要さと意義を感じる日々でした。

3 「子どもの最善の利益の実現」が目標

大変な面はもちろんありますが、オンブズパーソンは「子どもの最善の利益の実現」を目標に活動ができます。これはとても大きなことです。学校で子ども同士のトラブルが発生したときなど、得てして親は加害者と学校に責任の追及をしたいと考えます。一方で子どもは、早く解決をして安心して学校に行きたいとの思いを抱いていることがあり、親と子の思いや方向性にズレが生じることがよくあります。こんなとき、オンブズパーソンは親の代理人ではなく、「子どもの最善の利益の実現」を軸に、問題の解決を目指すことができるのです。子どもからの話を聴き、子ども自身が問題解決の主体となります。その中で、私自身、子どもの繊細な心に触れて心が揺さぶられたり、子どもたちの考える力や問題解決能力に驚かされました。

4 オンブズパーソンの展望

1年間の活動を通じて、従来の交渉や裁判では解決が難しい事案が発生した場合にオンブズパーソンだからこそその関わり方をすることができるのではないかと感じるようになりました。例えば、自分の実際の性と意識との不一致に悩んでいる等、子どもがセクシャリティに関する悩みを抱えているケースです。往々にしてこのような事例の場合、親の理解がなかなか追いつきません。子どもが学校と話をして解決をしたいと思っても、子どもの悩みを理解するのが難しい親との関係がネックになり、動きが取れないこともあります。一方でオンブズパーソンが関わる場合には、子どもが希望すれば、子ども自身とよく相談し、学校との間で登校時の服装やトイレの利用方法などについて協議をするということもできるのではないかと思います。

他にも、学校内でのトラブル事例で、相談をした子ども自身は直接被害を受けているわけではないけれど、そのトラブルが原因で悩んでいるというケースです。親の代理人として動くとするれば、どうしても子どもの名前を伏せて活動するということは困難です。しかし、オンブズパーソンは、当該相談をしてくれた子どもの名前を伏せた状態で、相談内容に沿って、学校と協議をし、指導・改善を求めていくことが可能となる場合があるのです。

1年間の活動を通じて、このように従来の枠組みの中ではなかなか解決困難な事例でも、オンブズパーソン独自の関わり方ができるという点は、オンブズパーソンが秘めた大きな可能性ではないかと感じるに至りました。

子ども達の「困った」が「もう大丈夫」になるまで、オンブズパーソンが持っている秘めた可能性を、きちんとひとつひとつの相談で実現していきたいと思っております。

巻末資料

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日制定

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといういろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気が付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えてい

るのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（条例が目指すこと）

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

（この条例で使われることばの意味、内容）

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
- (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつかった人、管理する人、そこで働く人
（人権の尊重）

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

（みんなが果たさなければいけないこと）

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなけ

ればなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることとを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかかけがえないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

(1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。

(2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。

(3) 健康について気づかわれ、適切な医療が受け

られること。

(4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

(1) 個性や他者との違いが尊重されること。

(2) プライバシーが守られること。

(3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つこと。

(4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。

(4) 仲間をつくり、何かのために集まること。

(5) 自然に親しむこと。

(6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。

(7) 社会に貢献する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

(1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。

(2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けること

ができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

(家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例

令和4年2月17日制定

(設置)

第1条 小金井市子どもの権利に関する条例(平成21年条例第11号)第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (2) 市の機関 市の執行機関をいう。

(職務の内容)

第3条 オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- (3) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(オンブズパーソン)

第4条 オンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う。

(解嘱)

第5条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブ

ズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(兼職の禁止)

第6条 オンブズパーソンは、衆議院議員もしくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員もしくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができない。

(代表オンブズパーソン)

第7条 オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソン1人を置き、オンブズパーソンの互選により定める。

- 2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンを代表し、会議を総理する。

- 3 代表オンブズパーソンに事故があるとき、又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソンがあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(オンブズパーソンの責務)

第8条 オンブズパーソンは、職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- 4 オンブズパーソンは、関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 5 オンブズパーソンは、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。
- 6 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 7 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての人の責務)

第10条 何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(相談及び申立て)

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、全ての子どもの権利の侵害に関する事項について相談し、又は侵害を取り除くための申立てをすることができる。

2 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった場合は、相談に応じ、又は申立てを受けなければならない。

3 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係る事項

(2) 市外に住所を有する子どもに係る事項であって、相談又は申立ての原因となった事実が市内で生じたもの

4 オンブズパーソンは、相談又は申立ての継続支援過程においてその対象となる者が子どもに該当しなくなった場合は、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(調査)

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は裁判所において係争中の事案もしくは法律に基づき不服申立ての審理中の事案に関する申立てであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。

(3) オンブズパーソンの行為に関する申立てであるとき。

(4) 第3項の同意が得られないとき。ただし、同項ただし書の規定によるものを除く。

(5) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査をすること

が明らかに適当でないとき。

2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもが子どもの権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意をもって当該権利の侵害の事実について調査をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合及び前項の規定による調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、オンブズパーソンがその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 オンブズパーソンは、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、申立てを行った者（以下「申立人」という。）に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し、分析、調査又は鑑定等を依頼することができる。

(調査の中止等)

第13条 オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 オンブズパーソンは、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨の理由を付して、申立人又は前条第3項の規定により同意を得た者（以下「申立人等」という。）及び次条第1項の規定により通知した市の機関又は第15条第1項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、速やかに通知しなければならない。

(市の機関に対する調査等)

第14条 オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を開始するときは、当該市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地調査をすること（以下「事実確認等」という。）ができる。

3 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

4 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関に対し、速やかに通知するものとする。ただし、調査又は調整の結果、第16条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。

5 事実確認等を求められた市の機関は、その要求等に対して適切に対応しなければならない。

(市の機関以外のものに対する調査等)

第15条 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、事実確認等について協力を求めることができる。この場合において、調査を開始するときは、オンブズパーソンは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、調整について協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関以外のものに対し、速やかに通知するものとする。

(市の機関に対する勧告等)

第16条 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずよう勧告又は意見表明（以下「勧告等」という。）をすることができる。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により市の機関に勧告等をしたときは、当該市の機関に対し、是正その他必要な措置状況について、相当の期限を付して報告を求めるものとする。

3 市の機関は、第1項の規定による勧告等を受けたときは、これを尊重し、是正等の措置を講ずるとともに、指定された期限内にオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別な理由があるときは、理由を付して報告しなければならない。

4 オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき、及び前項の規定による報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図

るために必要があると認めるときは、勧告等及び第3項の規定による報告の内容について公表するよう市長に求めることができる。

6 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市民に公表するものとし、公表に当たっては、個人情報保護について十分な配慮をしなければならない。

(市の機関以外のものに対する要請等)

第17条 オンブズパーソンは、市の機関以外のものが事実確認等もしくは調整に係る協力の求めに応じないとき、又は調整に協力したにもかかわらず特別な理由なく是正のための取組を行っていないと認められるときは、市長に対し、当該市の機関以外のものに対してこれらの求めに応じ、もしくは是正その他必要な措置を講ずよう要請又は意見表明（以下「要請等」という。）を行うよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市の機関以外のものに対し、要請等を行うものとする。

3 要請等を受けた市の機関以外のものは、適切に対応するよう努めるとともに、当該要請等への対応状況について、可能な限り市長に報告するよう努めるものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。

5 オンブズパーソンは、第1項の規定により市長に要請等を行うよう求めたとき、及び前項の規定により市長から報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

(活動状況の報告)

第18条 オンブズパーソンは、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条から第18条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正) 略

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

令和4年3月31日制定
改正 令和4年8月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例(令和4年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例の例による。

2 条例第2条第1号の規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳の者で、次に掲げるものをいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等学校もしくは中等教育学校又はこれらに準ずる学校に在学している者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設又はこれらに準ずる施設に入所している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(オンブズパーソンの会議)

第3条 条例第7条第2項の会議は、代表オンブズパーソンが招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(申立て)

第4条 条例第11条第1項の規定による申立ては、オンブズパーソンに申立書(様式第1号)を提出することにより行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の規定により申立てを口頭で行う場合は、オンブズパーソンは、申立ての内容を口頭申立記録書(様式第2号)に記録するものとする。

(調査をしない旨の通知)

第5条 条例第12条第4項の規定による通知は、調査対象外通知書(様式第3号)により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の中止等の通知)

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、調査中止通知書(様式第4号)により行うものとする。ただし、申立人等に通知する場合であって、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の実施)

第7条 条例第14条第1項及び第15条第1項の規定による通知は、調査実施通知書(様式第5号)により行うものとする。

(処理経過等の申立人等に対する通知)

第8条 条例第14条第4項、第15条第3項、第16条第4項及び第17条第5項の規定による申立人等に対する通知は、処理経過等通知書(様式第6号)により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(結果の通知)

第9条 条例第14条第4項の規定による市の機関に対する通知及び第15条第3項の規定による市の機関以外のものに対する通知は、調査結果通知書(様式第7号)により行うものとする。

(勧告等の通知等)

第10条 条例第16条第1項の勧告等は、勧告・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正その他必要な措置についての報告)

第11条 条例第16条第3項及び第17条第3項の規定による報告は、是正その他必要な措置状況についての報告書(様式第9号)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第16条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)

第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(要請等の求め)

第13条 条例第17条第1項の要請等の求めは、要請・意見表明要求書(様式第10号)により行うものとする。

(要請等の通知)

第14条 条例第17条第2項の要請等は、要請・意見表明通知書(様式第11号)により行うものとする。

(相談・調査専門員)

第15条 オンブズパーソンの職務の遂行を補助するため、相談・調査専門員を置く。

(身分証明書)

第16条 オンブズパーソン及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第12号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公印)

第17条 オンブズパーソンの公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は、別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管掌する。

3 第1項の公印の取扱い等については、小金井市公印規則(昭和59年規則第8号)

の例による。

(庶務)

第18条 オンブズパーソンの庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条から第14条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、別に規則で定める日から施行する。

付 則(令和4年8月30日)

この規則は、公布の日から施行する。

小金井市子どもオンブズパーソン
令和4(2022)年度 活動報告書

令和5年(2023)年8月 発行

<小金井市子どもオンブズパーソン相談室>

〒184-0012

東京都小金井市中町三丁目9番10号 Costa4階

電 話 042-316-1770(事務局)

FAX 042-383-6577

メール s050699@koganei-shi.jp

こがねいし 小金井市 × こがねいし 子どもの権利 けんり

子ども向けサイト
2023年 START!



どんなことでも
だいじょうぶ!
あんしん そうだん
安心して相談してね。

こがねいし 子どものオンブズパーソン 相談方法

あ 会って・電話で

フリーダイヤル(子ども専用)
0120-770-977

よう おとな用 **042-388-4370**

相談できる曜日・時間

げつ	か	すい	きん	ご	じ	ご	じ
月	火	水	金	午後1時	午後7時		
ど	土			午前10時	午後4時		

メールで いつでも

せんよう に ゆうりよく そうだん
専用入力フォームから相談できるよ

てがみ 手紙で いつでも

あてさき
〒184-0012
こがねいし なかちよう
小金井市中町3-9-10 Costa4階
こがねいし 子どものオンブズパーソンあて

子どもの権利を実現する

小金井市

こども
オンブズ
パーソン



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階

小金井市 子どもオンブズ

